

令和4年第1回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和4年3月3日 開会

令和4年3月16日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和4年第1回奈井江町議会定例会

令和4年3月3日（木曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 議員報酬等のあり方に関する調査特別委員会中間報告
- 第 6 議案第 1号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）
- 第 7 議案第 2号 令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 3号 令和3年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 4号 令和3年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第 5号 令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第18号 奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について
- 第12 議案第11号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 奈井江町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第14号 奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第15号 奈井江町農産物加工実習室の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第16号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 令和4年度における奈井江町体育館大規模改修事業による休館期間中の公民館使用料の特例に関する条例
- 議案第 6号 令和4年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第 7号 令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

- 議案第 8号 令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 9号 令和4年度奈井江町下水道事業会計予算について
議案第10号 令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町長	三本英司
副町長	碓井直樹
教育長	相澤公
企画財政課参事	小澤克則
総務課長	辻脇泰弘
会計管理者兼会計課長	横山誠
町民生活課長	田野義美
建設環境課長	加藤一之
産業観光課長	石塚俊也
保健福祉課長	鈴木久枝
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
建設環境課課長補佐	石川裕二
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
保健福祉課課長補佐	遠藤友幸
企画財政課課長補佐	井上健二
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本 静
議会庶務係長	東藤 美妃代

(9時59分)

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会出席大変ご苦労さまです。ただいま出席議員9名で、定足数に達しておりますので、令和4年奈井江町議会第1回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入り口を開放したまま会議を行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

(9時59分)

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番篠田議員、8番大矢議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(10時00分)

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から16日までの14日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日から16日までの14日間に決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告について

(10時00分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員会報告

(10時01分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の報告発言を許します。

議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和4年2月1日、調査事項、第1回臨時会に関する議会運営について、調査内容、1、会期について、2、議案審議、審議順序について、3、その他について。

委員会開催日、令和4年2月25日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容、1、会期について、2、議案審議、審議順序について、3、総括質問について、4、町政一般質問について、5、予算審査特別委員会の設置について、6、請願意見案、陳情等の取り扱いについて、7、調査について、8、民生委員推薦会委員の推薦について、9、その他について。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

続きまして、委員会所管事務調査報告について、委員長の報告を許します。まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

それでは、私からまちづくり常任委員会の報告をいたします。

委員会開催日、1月19日、調査事項、調査第1号冬期間の道路管理について（現地調査を含みます）、説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、除雪については、除排雪体制の充実や流雪溝・融雪槽の整備など、住民とともに雪処理対策に取り組んできたが、近年高齢化の進行等により、除雪や流雪溝・融雪槽への投雪が困難な状況が見られるようになってきた。国道や町道に置いて見通しの悪い箇所があるなど安全面の確保が懸念される。地域の理解と協力のもと、除排雪を進めることは必要であるが、今後も進行する高齢化を鑑み行政においても対策を研究願いたい。

また、引き続き、道路状況や気象状況に即応できるよう除排雪体制の維持に努めていただきたい。

委員会開催日、1月27日、調査事項、調査第2号令和3年度作況状況について、説明員、調査内容については記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、令和3年の作況状況では、水稻においては作況指数が108の良となったが、高温の影響を受け胴割れが多く製品率は、昨年より10%低い65%であった。

本町のブランド米「ゆめぴりか」については、基準品率は95%で、低たんぱく米の出荷率は57%となり昨年を大きく上回った結果となった。

青果物においては全国的な出荷安定による価格の低迷や、高温乾燥の影響により昨年より収穫量、販売額ともに減少したが、水稻とともに市場、消費者から高い評価を受けており、農業者、関係者のたゆまない努力に敬意を表する。

今後においては、コロナ禍による需要減退、国における水田活用直接交付金の見直しなど、農業情勢の大きな変化が見込まれる中、関係機関との情報の共有、連携を図り町内産農産物のさらなるブランド確立に向けて努力願いたい。

委員会開催日、2月8日、調査事項、調査第3号生涯活躍のまちの取組について、説明員、調査内容は記載のとおり。

意見・要望といたしまして、本町ではまち・ひと・しごと創生総合戦略に、従前より奈井江版CCRC構想戦略を重要戦略として位置づけをしてきたが、国による従来の中高齢者中心から全世代中心とした分野横断型の仕組みに変更が行われ、本町が進めてきた移住・定住対策などを幅広く取り組むことが可能になったことが報告された。

少子高齢化が進展し、急速な人口減少により、地域住民のつながりや支え合い活動の機会の減少が大きな課題となっている。

このような様々な課題を解決するため地域再生計画に掲げられた事業を着実に推進され、目標とされた将来展望を実現されることを、大いに期待するところである。

また、事業推進に当たっては、行政内部の連携はもちろんのこと地位住民、官民協働・連携により、将来にわたり町民が活躍できる実感を持ち、いつまでも躍動できるまちづくりに向けて、施策の効果が高まるよう望むものであります。

以上、委員会報告といたします。

(広報常任委員会)

(10時07分)

●議長

続きまして、広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。それでは、広報常任委員会よりご報告いたします。

12月10日、1月12日、1月20日、1月27日の4回の委員会を開催し、議会だより第26号の紙面の構成、編集を行い、2月15日には、議会だより第26号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告について

(10時08分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。令和4年度の第1回の定例会ご出席ご苦労さまです。令和3年第4回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、総務課の新型コロナウイルス感染症関係についてであります。オミクロン株の急速な広がりによる第6波が到来し、北海道全域に1月27日から、2月20日までを期間とする蔓延防止等重点措置が適用され、その後、期間が3月6日まで延長され、さらに今再延長が検討されています。当町では、重点措置の適用を受け、公共施設の利用者を町民限定にするなど、感染対策の徹底を図り、町民の健康と安全確保に努めてまいりましたが、2月12日、認定こども園で園児1名の感染が確認され、園児、家族等の感染拡大を防止するため、2月14日から6日間臨時休園の措置をとったところがあります。また、町内においても、感染者、濃厚接触者が確認されるなど、私たちの身近なところまで感染リスクが迫っております。引き続き町民の皆さまに対して、区長会談やホームページ、LINEなどにより、感染対策の徹底等について通知を行うとともに、職員に対しても十分な注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

また、感染症のワクチン接種についてですが、接種体制の整備、各種情報の迅速な提供など、関係機関と十分に連携しながら、町民の皆さまが早期に安心して接種が受けられるよう進めているところであり、3回目接種については、医療従事者等の接種を1月から、高齢者の接種を2月1日から開始したところがあります。現在、2回目接種を終了された方へ順次接種券付与診票を送付し、コールセンターへの電話、インターネットによる予約をいただいておりますが、電話がつながりにくいなどの苦情や混乱もなく、接種券の送付を受けた方の8割以上の予約が確認されております。また、11歳以下の小児用ワクチン接種についても、砂川市立病院の協力を得て、接種体制が構築されるなど、ワクチン接種は、スムーズに進んでおります。町民の皆さまには、外出自粛や公共施設の利用制限など、再三にわたるご協力をいただいておりますが、引き続きマスクの着用、手洗いの励行、密を避けるなど感染防止対策を徹底し、町内における感染防止に努めていただきますようお願いをいたします。

次に、2月11日、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社との大規模災害時における相互協力に関する基本協定を締結しております。この協定の主な内容は、大規模災害発生時の情報共有、停電復旧作業の際の地元業者の手配、障害物の除去作業支援など、北電が行う復旧作業の迅速化を図ることを目的としております。

今後とも北電との連携協力体制を確保しながら、災害発生時においても町民生活が早期に安定できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、保健福祉課関係についてですが、2月24日、明治安田生命保険総合株式会社との包括連携協定を締結しております。同社では、地元の元気プロジェクトの一環として、健康増進事業の推進や地域経済の活性化支援等を目的とした地方自治体等と連携した取組を進めているところがあります。当町としても、この協定締結を契機に、同社が

持つ知見やノウハウを生かしながら、健康増進事業を初めとする町民サービスがさらに向上するよう取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会関係ですが、例年実施している町長と語る会について、11月9日の奈井江商業高校を皮切りに、12月16日は奈井江小学校で12月22日は奈井江中学校でそれぞれ開催をいたしました。今年のテーマは、自分たちが住み続けたい奈井江町にするために何が必要かなどをテーマに発表いただきましたが、子どもたちからは、今ある自然や特産品の特徴を初め、増加する空き家、空き店舗の課題など、現状をしっかりと把握した上で魅力的で住みよい奈井江町になるよう、数多くのアイデアや提言をいただきました。改めて子どもたちが町のことを自分の問題として真剣に考えていることに深く感激したところであります。引き続き、奈井江町の未来の担い手である子どもたちとともに考え、話し合いながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上、一般行政報告といたします。

●議長

教育長。

●教育長

第1回定例会出席、大変お疲れさまでございます。それでは、第4回の定例会以降の教育行政について報告を申し上げます。1月9日、成人式を開催しております。昨年に引き続き、マスク着用、ソーシャルディスタンスを取りながらの式となりましたが、輝かしい40名の新成人にご参加をいただいたところであります。式典の中では、北海道日本ハムファイターズの奈井江町応援大使杉谷拳士選手、西村天裕選手によるビデオレターも上映しております。

次に、コロナ関連ということで2点申し上げます。

1月25日、奈井江小学校で1名陽性となり、5学年を3日間学年閉鎖としたところであります。なお、陽性者はこの1名にとどまっております。

次ページをご覧ください。

2月14日であります。臨時の校長会を開き、卒業式の開催方法について、道教委からの指針も遵守しながら協議を行っております。会場となる体育館の大きさを鑑み、奈井江小学校では、5年生、6年生と保護者2名が会場に、4年生以下については自宅にてオンラインの視聴となります。奈井江中学校では、全校生徒と保護者2名で実施するとしたところでございます。

最後に、報告書にはありませんが、3月1日北海道教育委員会より、公立高校の出願状況が発表されております。奈井江中学校では既に推薦で4名の進学が決まり、その他の生徒については、本日8校の受験を予定しております。他方、奈井江商業高校では、商業科情報処理科で推薦が1名、受験16名、合計17名であります。昨年の19人に続き、非常に厳しい状況と認識をしております。今後も、高校と連携を図り、魅力ある学校づくりの支援とそのPRに努めてまいります。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 議員報酬等の在り方に関する調査特別委員会中間報告 (10時18分)

●議長

日程第5、議員報酬等の在り方に関する調査特別委員会中間報告を議題といたします。議員報酬等の在り方に関する調査特別委員会より、会議規則第46条第2項の規定により、中間報告をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。議員報酬等の在り方に関する調査特別委員会中間報告を受けることといたします。

委員長の発言を許します。議員報酬等の在り方に関する調査特別委員長、8番大矢議員。

(議員報酬等の在り方に関する調査特別委員長 登壇)

●8番

皆さんおはようございます。それでは、私から議員報酬等の在り方に関する調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

地方議会は人口減少や高齢化の影響もあり、議員のなり手不足から無投票当選の機会が多く見られます。奈井江町議会も例外ではありません。そんな中で、議員の担い手確保、議会の活性化などの観点から、議員報酬等の在り方について調査、検討すべく、令和2年第1回定例会において本特別委員会を設置いたしました。しかし、令和2年から新型コロナウイルスの感染が続いており、研修会や講演が中止になるなど、十分な調査とはいきませんでした。昨年は長期休職時の議員報酬の削減について条例化することを決め、令和3年第1回定例会で条例化いたしました。また、議員定数については、平成27年より9名体制で取り組んでいますが、現在でも同規模町村の中では少なく、定数削減は議会活動の低下や民意の反映に影響することから、現時点では取り組まないことを決めたとところです。

本年につきましては、議員報酬の在り方、期末手当の対応について、調査検討し、一定の結果を得ましたので、ご報告いたします。

議員報酬を検討するに当たっては、先進地の事例のように、奈井江町議会議員個々の活動状況を調査し、検討する必要があると考えられるが、新型コロナウイルス感染症のため、研修や研究も十分できないこと、また、厳しい財政状況や感染症による地域経済の影響を考えたとき、議員報酬の引き上げは町民に説明できないと考えられます。しかし、議員のなり手不足、議会の活性化のためには、待遇の改善が必要なことは、町民の皆様にもご理解いただけると考えます。これらのことを総合的に協議、検討した結果、他町の議会、奈井江町の特別職や職員は一時的に引き下げたが、奈井江町議会は恒久的に引き下げたことが格差を生んだことから、これを解消することとして、改選後の議員報酬を恒久的に引き下げる前の金額に戻すことが望ましいという結論になりました。この考え方について、10月21日開催された議会懇談会において、参加者各位のご理解をいただきました。また、期末手当につきましては、毎年検討し、人事院勧告とは別に独自に判断してきました。現在は、4.15か月支給としています。人事院勧告の4.30か月や近隣町と比較しても、まだ低い水準であることから、昨年に引き続き据え置くことといたしました。これまで、特別に削減したことは意義のあることでありますが、改選後においては、町3役に準じた支給とすることといたしました。

議員研修の在り方につきましては、令和4年9月に開催される第3回定例会までに結論を出せるよう引き続き調査、検討することといたしました。

以上、特別委員会の中間報告といたします。

●議長

以上で、中間報告を終わります。

日程第6 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時22分)

●議長

日程第6、議案第1号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第12号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

●副町長

おはようございます。定例会出席お疲れ様です。

議案書の1ページをお開きをいただきたいと思います。

今回の補正は、この後提案をいたします特別会計及び企業会計の補正予算も含め、事業費の確定などによる精査であり、少額のものをご愛し、金額に大きな変更のあるものを中心に説明をしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の第1号、令和3年度奈井江町一般会計予算（第12号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出それぞれ6,341万3,000円を追加し、予算の総額を53億6,121万5,000円とするものであります。

第2条、翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、6ページ、第2表、繰越明許費のとおり、マイナンバーカード関連システム改修事業272万8,000円であります。令和4年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので、議案書の24ページをお開きください。

1款の議会費では、旅費等の精査により101万7,000円を減額計上。

25ページから2款の総務費に入りますが、26ページ、1項1目一般管理費、職員の研修表彰等に要する経費では、感染症対策のため中止となった研修旅費と合わせて204万1,000円を減額計上、27ページにわたります、その他一般行政に要する経費では、会計年度任用職員の報酬等の見込み精査により410万1,000円を減額計上。27ページ上段、財政事務に要する経費では、起債管理システム更新に伴う委託料12万1,000円を追加計上。

28ページをお開きください。

29ページにわたりますその他まちづくり事業に要する経費では、地域おこし協力隊活動費等の見込み精査により464万9,000円を減額計上。

30ページをお開きください。

下段、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費では、事業応援給付金事業等の見込み精査により1,160万7,000円を減額計上。

31ページにわたるその他公有財産の維持管理に要する経費では、町有地の草刈り手数料等の精査により147万4,000円を減額計上。

33ページをお開きください。

9目弁済基金積立金では、国の補正予算により、追加交付された令和3年度の普通交付税8,477万6,000円のうち、令和3年度の臨時財政対策債償還のための基金に積立てに要する経費として3,283万円を追加計上。10目地域振興基金積立金及び下段18目農業担い手育成基金積立金では、令和3年度のふるさと応援寄附金を見込み、経費分を差し引いて積立てをするもので、令和4年度充当分として地域振興基金に4,200万円、農業担い手育成基金に100万円を追加計上しております。

34ページをお開きください。

2項2目の賦課徴収費賦課事務に要する経費では償還金の見込み精査等により126万9,000円を減額計上、35ページにわたる、3項1目の戸籍住民基本台帳費、戸籍住民登録事務に要する経費では、冒頭申し上げましたが、繰越事業であるマイナンバーカード所有者の転入手続に係るワンストップ化システム改修負担金等231万円を追加計上。

39ページをお開きください。

3款民生費に入りますが、40ページにわたります1項1目の社会福祉総務費、障害者支援に要する経費では、扶助費等の見込み精査により474万7,000円を追加計上。

42ページをお開きください。

下段、3目の老人福祉費、後期高齢者医療保険に要する経費では、繰出金の見込み精査により161万4,000円を減額計上。

43ページ、5目の心身障害者特別対策費、重度心身障害者医療給付事業に要する経費では、扶助費等の見込み精査により103万4,000円を追加計上。

45ページをお開きください。

8目の介護保険推進費、介護保険事務に要する経費では、空知中部広域連合負担金の見込み精査により238万2,000円を追加計上。

46ページをお開きください。

2項1目の児童福祉総務費、障害児通所支援に要する経費では、子ども通園センター負担金等の見込み精査により274万4,000円を減額計上。

47ページにわたります下段、子育て支援事業に要する経費では、施設型給付費等の見込み精査により116万1,000円を減額計上。

47ページ、2目の児童措置費、児童手当の支給に要する経費では、扶助費の見込み精査により、212万5,000円を減額計上、子ども医療費助成事業に要する経費では、扶助費等の見込み精査により192万9,000円を減額計上。

4款衛生費に入りますが、49ページをお開きください。

1項1目の保健衛生総務費、公衆浴場に要する経費では、燃料費補助の見込み精査により30万4,000円を追加計上。

50ページをお開きください。

病院事業会計繰出金では、不採算地区病院に対する特別交付税の基準額引上げ等を見込み2,316万円を追加計上。

51ページにわたります下段2目の予防費、一般成人病予防事業に要する経費では、各種健診委託料等の見込み精査により、158万3,000円を減額計上、51ページ下段、その他予防事務に要する経費では、各種予防接種、委託料等の見込み精査により、344万2,000円を減額計上。

52ページをお開きください。

下段、4目の保健センター費、保健センターの管理運営に要する経費では、保健センター風除室の雨漏り修繕、燃料費燃料単価増による病院事業会計の負担金合わせて11万9,000円を追加計上。

53ページ上段、2項1目の塵芥処理費ごみ処理に要する経費では、一般廃棄物収集運搬委託料、砂川地区保健衛生組合中北空知廃棄物処理広域連合負担金等の精査により、262万5,000円を減額計上。

54ページからの6款農林水産業費では、各事業の見込み精査による減額を行っておりますが、3目の農業振興費では、56ページ下段になります環境保全型農業支払い交

付金に要する経費で、交付金の精査により512万7,000円を減額計上、5目農地費では、道営土地改良事業に要する経費で、事業負担金の精査により306万2,000円を減額計上しております。

7款商工費に入ります。60ページをお開きください。

下段、1項2目の企業誘致費、企業立地に要する経費では、空知団地維持管理委託料の確定により113万3,000円を減額計上。

61ページ、3目の観光費、観光振興に要する経費では、開催中止となった産業まつりの補助金100万円を減額計上。

8款土木費に入りますが、2項1目の道路維持費除排雪に要する経費では、ロータリー除雪車購入費の確定により300万円を減額計上。

62ページをお開きください。

4項2目の下水道費では、下水道事業会計繰出金の見込み精査により199万7,000円を減額計上、下段3目の公園費、公園の維持管理に要する経費では、寿公園の指定管理業務委託料のコロナ対応の休園に伴う収入減少分として62万6,000円を追加計上。

63ページ、5項2目の住宅建設費、公営住宅等の建設状況改善に要する経費では、公営住宅桜ヶ丘団地の屋上防水改修工事の完了により、719万5,000円を減額計上しております。下段、9款消防費では、砂川地区広域消防組合負担金の見込み精査により144万6,000円を減額計上。

10款教育費に入ります。70ページをお開きください。

71ページにわたります5項3目の公民館費、公民館の管理運営に要する経費では、消防用設備点検手数料施設維持管理委託料等の見込み精査により、111万2,000円を減額計上。

71ページ下段、5目の文化ホール費文化ホールの管理運営に要する経費では、施設維持管理委託料昇降装置改修工事の完了による精査を行い、合わせて1,190万4,000円を減額計上。72ページにわたる文化ホール自主事業に要する経費では、出演委託料等の見込み精査により124万2,000円を減額計上。

73ページ上段の6項2目の体育施設費体育施設の管理運営に要する経費では、指定管理委託料の燃料費精算、コロナ対応の休館に伴う収入減少分、体育館屋上防水外壁改修工事の完了による精査を行い、合わせて770万9,000円を減額計上。74ページにわたる11款公債費では、長期償還の元金及び利子、一時借入金利子の見込み精査を行い、合わせて93万5,000円を減額計上しております。

次に、歳入のご説明をいたします。

9ページをお開きください。

1款町税の1項町民税では、見込み精査により個人、法人合わせて3,550万8,000円を追加計上。2項固定資産税では479万4,000円を追加計上。3項軽自動車税では21万7,000円を減額計上。

10ページをお開きください。

4項の町たばこ税では、販売本数の増により、241万4,000円を追加計上しております。

11款地方交付税では、国の補正予算の成立に伴い、普通交付税の基準財政需要額の再算定が行われ、追加交付となった8,477万6,000円を追加計上。

11ページにわたります13款分担金及び負担金、1項2目の民生費負担金では、学童保育利用者負担金等の見込み精査により27万3,000円を追加計上。

11ページから12ページの14款使用料及び手数料では、各費目の見込み精査を行い、合わせて131万3,000円の減額計上であります。

13ページから15ページにわたります国庫支出金では、子どものための教育・保育給付費負担金ほか、各種事務事業補助金等の見込み精査により、合わせて1,027万3,000円を減額計上。

15ページから18ページにわたる同支出金においても、多子世帯保育料減免支援事業費補助金ほか各種事務事業補助金等の見込み精査により、合わせて559万円を減額計上しております。

19ページをお開きください。

19ページから20ページにわたります19款繰入金、1項1目の地域振興基金繰入金では、教育備品定住促進対策事業、小中学校芸術鑑賞事業への充当の精査により299万1,000円を減額計上。下段4目の役場庁舎整備基金繰入金では、事業費の確定に伴う起債借入額の変更により、340万円を追加計上。20ページ7目の公共施設整備等基金繰入金では、旧東町児童館解体工事、町民プールの修繕等の確定により、461万9,000円を減額計上。その他、各基金においても、見込み精査を行っております。

20ページから21ページの21款諸収入では、雑入など合わせて118万5,000円を追加計上。

22ページをお開きください。

22款の町債、1項1目の過疎債では、各事業費の見込み精査により3,410万円を減額計上。2目の公共施設等適正管理推進事業債では、役場庁舎整備事業費の確定により220万円を減額計上。

23ページ、3目の土木債では、公営住宅桜ヶ丘団地屋上防水改修工事の完了により550万円を減額計上しております。

なお、以上における歳入歳出の差6,426万3,000円については、歳出32ページ下段の財政調整基金積立金を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時40分)

●議長

日程第7、議案第2号「令和3年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。副町長。

●副町長

議案書の77ページをお開きください。
議案第2号、令和3年度国民健康保険事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出それぞれ1,405万1,000円を追加をし、予算の総額を2億1,605万1,000円とするものであります。
令和4年3月3日提出、奈井江町長。
補正予算の内容につきまして、歳出より説明いたしますので、85ページをお開きください。
1款の総務費では、広域連合負担金等の見込み精査により234万7,000円を減額計上。
86ページをお開きください。

4 款の諸支出金では、直営診療施設勘定繰出金、一般会計繰出金等の確定により、955万2,000円を追加計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

82ページをご覧ください。

1 款国民健康保険税では、賦課実績により見込み精査によりまして408万円を減額計上。

83ページにわたります4 款繰入金では、一般会計繰入金、広域連合会計繰入金見込み精査により5万6,000円を追加計上。

84ページをお開きください。

6 款諸収入、2 項1 目の雑入では、令和2 年度決算確定による空知中部広域連合からの返還金等827万3,000円を追加計上。

3 項1 目の診療施設補助金では、直営診療施設関係分等で987万1,000円を追加計上。

以上における歳入歳出の差684万6,000円につきましては、86ページ中段の国保基金積立金を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上が補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時44分)

●議長

日程第 8、議案第 3 号「令和 3 年度奈井江町後期高齢者医療会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

●副町長

議案書の 88 ページをお開きください。

議案第 3 号令和 3 年度奈井江町後期高齢者医療会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ 331 万 3,000 円を減額し、予算の総額を 1 億 638 万 8,000 円とするものであります。

令和 4 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出より説明いたしますので、94 ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込み精査により、331 万 3,000 円を減額計上しております。

続いて、歳入について説明いたします。93 ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査により 169 万 9,000 円を減額計上し、3 款繰入金では、保険基盤安定繰入金など、一般会計繰入金の見込み精査により 161 万 4,000 円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議題第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時46分)

●議長

日程第9、議案第4号「令和3年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書、95ページをお開きください。

議案第4号、令和3年度下水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ1,739万7,000円を減額し、予算の総額を3億9,301万3,000円とするものであります。

令和4年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出より説明いたします。

103ページをお開きください。

105ページに渡ります、1款下水道費では、各事業費の見込み精査により、合わせて1,654万4,000円を減額計上。

105ページをお開きください。

2款公債費では、長期債の利子の精査により85万3,000円を減額計上。

続いて、歳入についてご説明いたします。

101ページをご覧ください。

1款使用料及び手数料では、納付実績に基づく見込み精査により、28万円を減額計

上。

102ページをお開きください。

6款の町債では、各事業費の確定により980万円を減額計上。

7款の国庫支出金では、公営企業法適用化事業に係る社会資本整備総合交付金について、協働で事務を進めている中心地で一括予算を取り扱うこととなったことから、531万8,000円減額計上しております。

以上における歳入歳出の差199万7,000円につきましては、101ページ、一般会計からの繰入金と同額減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議題第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時49分)

●議長

日程第10、議案第5号「令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の106ページをお開きください。

議案第5号、病院事業会計補正予算（第3号）の概要についてご説明いたします。

第2条、業務の予定量の補正では、（3）建設改良事業において、地域医療総合情報システム更新ほかで1,914万2,000円を減額計上。

107ページをお開きください。

第3条、収益的収入及び支出の補正では、収入第1款病院事業収益において、3,518万1,000円を減額し、総額8億5,459万3,000円、支出第1款病院事業費用において、854万2,000円を減額し、総額8億7,579万4,000円。

第4条、資本的収入及び支出の補正では、収入第1款資本的収入において、1,912万7,000円を減額し、総額1億5,101万6,000円。

108ページをお開きください。

支出第1款資本的支出において、1,914万2,000円を減額し、総額1億8,987万5,000円。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正では、職員給与費、公債費、合わせて716万4,000円を減額し、総額4億7,874万2,000円としております。

令和4年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容について、収益的支出からご説明いたします。

112ページをお開きください。

113ページにわたります、病院事業費用、医療費用の1目給与費では、人件費の見込み精査で、合わせて689万4,000円を減額計上。

113ページ、2目材料費では、薬品費等の見込み精査により1,838万8,000円を減額計上。3目経費では、旅費、交通費、消耗品費、燃料費等の見込み精査により283万4,000円を追加計上。

114ページ、6目資産減耗費では、医療機器等の除却により1,251万4,000円を追加計上。

115ページにわたる医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅費では、委託料等の見込み精査により182万7,000円を追加計上。

115ページの5目雑損失では、診療報酬の査定分と49万円を追加計上。

続いて、収益的収入についてご説明いたします。

111ページをお開きください。

病院事業収益の医療収益では、患者数の減等により、合わせて6,123万円を減額

計上。

112ページにわたる医療外収益では、一般会計負担金、その他医業外収益の入院施設等利用手数料等の精査により、合わせて2,604万9,000円を追加計上しております。

次に、資本的支出についてご説明いたします。

116ページをお開きください。

資本的支出、建設改良費では、医療機器購入費の精査により1,914万2,000円を減額計上しております。

資本的収入においては、医療機器整備事業に係る病院事業債、感染症防止対策に係る一般会計繰入金、国・道補助金で、合わせて1,912万7,000円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議題第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時54分)

●議長

日程第11、議案第18号「奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の136ページをお開きください。

議案第18号、奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について、奈井江町まちづくり自治基本条例の規定に基づき、奈井江町第6期まちづくり計画基本構想を改定したいので、町議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出、奈井江町長。

詳細につきましては、担当参事よりご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

第1回定例会、大変お疲れさまでございます。

議案第18号「奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について」ご説明をいたしますので、定例会資料、一番最後のページになりますが、65ページ、資料32の新旧対照表をご覧を願います。

今回の改定につきましては、昨年11月、子どもたちをはじめ、角界各層の町民、教育関係者等の議論により策定された奈井江町新教育ビジョンの理念に基づき、基本構想の政策について、一部改定を行うものでございます。

新旧対照表の下段をご覧をいただきたいと思います。現構想の教育に関する政策では、これまで3つの方向性を示しておりましたが、新教育ビジョンに掲げられたふるさと奈井江を学ぶ活動等について、記載を追加するとともに、2点目では、現在進めているICTを活用した学力の定着化、自ら学ぶ芽と表現できる力を育むことを、3点目では、チャレンジする気持ちや、自分と人を大切に作る人に育てることなど、内容や文言の修正を行ってございます。

また、政策の名称についても、学びを通じて一人一人が生涯にわたり活躍できるまちづくりを進めるため、学び続け人生を豊かにするためにへと、改定するものでございます。

以上が、基本構想改定の概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきま

すよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議題第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、この時計で10分まで休憩といたします。

(休憩)

(10時58分)

日程第12 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時09分)

●議長

日程第12

議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

議案第12号「奈井江町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第13号「ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」

議案第14号「奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」

議案第15号「奈井江町農産物加工実習室の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」

議案第16号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議案第17号「令和4年度における奈井江町体育館大規模改修事業による休館期間中の公民館使用料の特例に関する条例」

議案第6号「令和4年度奈井江町一般会計予算について」

議案第7号「令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第8号「令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第9号「令和4年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第10号「令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、12議案を一括議題といたします。

令和4年度町政執行方針（町長）

（11時12分）

●議長

この際、町長に令和4年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

（町長 登壇）

●町長

令和4年第1回奈井江町議会定例会の開催に当たり、令和4年度の町政執行について私の所信を申し上げます。

私が平成30年12月から町政のかじ取りを担わせていただき、本年は4年目の任期の締めくくりの年となります。この間、町長就任時に掲げた町政推進に当たっての基本理念である、まちづくり自治基本条例の原点に立って、町民の皆様と議論し、みんなでつくり上げるまちづくりを進めるため、奈井江温泉の休館、町立国保病院の経営など、直面する重大、かつ、困難な課題にも町民の皆様と情報を共有しながら議論を重ね、一つ一つ課題を乗り越えてまいりました。改めて町民、議員の皆様のご理解とお力添えにより円滑な町政運営が図られることに対して心からお礼を申し上げます。

依然として、日本各地で風水害や地震による被害が発生する中、自然災害に対する危機感を常に町民の皆様と共有しながら、災害に強いまちづくりを進めることが重要となっています。

また、一昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症は感染の拡大、病床の逼迫、経済への打撃など多大な影響をもたらし、本年に入ってから第6波の到来によるまん延防止等重点措置が適用されるなど、いまだに収束の兆しが見えない状況が続いています。

町民の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策にご協力を頂いていることに心から感謝申し上げますとともに、医療従事者やエッセンシャルワーカーの皆様には、国民の健康と命を守るという使命を持って日々の業務に取り組まれているその姿勢に、改めて深く敬意を表する次第であります。

こうした厳しいコロナ禍のさなかにあつて、本町では、多くの町民の皆様との議論によりつくり上げた第6期まちづくり計画後期実施計画に基づき、各事業の計画的、かつ、効率的な推進を図るとともに、収束の兆しが見えない感染症への対応についても国の施策等を活用しながら、感染防止対策や地域経済の活性化に向けた取組を幅広く実施してまいりました。

令和4年の町政執行に当たりまして、引き続き、まちづくり自治基本条例の理念に基づく、住民自治、町民同士の相互扶助、未来志向、この3つの言葉をキーワードとした町民参加の視点を重視するとともに、私をはじめ、全職員が一丸となって町民の皆様としっかり向き合い共に議論しながら、調整執行に当たってまいりたいと考えております。

それでは、令和4年度町の主な施策について申し上げます。

1、安全安心に住み続けるために、防災、生活環境の整備、防災と交通安全対策であります。

防災対策については、全国で頻発する自然災害やコロナ禍における避難所の運営など、その備えと対策の充実が重要になっています。今年度は、避難所での生活や町民主体の避難所運営をテーマとする防災セミナーを開催し、町民の皆様の防災意識と関心が高まるよう取組を進めてまいります。

交通安全対策については、交通事故の撲滅に向けて、交通安全協会など関係団体との連携により各種交通安全運動を展開するほか、引き続き、高齢者の運転免許証自主返納の取組を進めてまいります。

公営住宅の整備等では、公営住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、南団地の解体工事を実施してまいります。また、増加する空き家の利用を促進するため、国が定める公営住宅の地域対応活用制度を活用した町外からの移住希望者等に対する住宅貸出しについて検討を進めてまいります。

道路環境の維持と整備、道路の整備等については、北4丁目通り（木）舗装新設工事を実施するなど計画的な道路整備と安全な道路の維持管理に努めるとともに、西5条通りなどの、街路灯LED化による省エネ対策を維持してまいります。また、15号アンダーパスの大型カルバート点検長寿命化修繕計画を策定し、計画的な点検、修繕等を進めてまいります。

排水路の整備、排水路については、護岸、横断管等の損傷に伴う改修を進めるため、（クラマナイ）排水路改修工事、西3線排水路改修工事を行ってまいります。

公園の整備、公園については、子どもの遊び場としての機能に加え、幅広い世代の健康づくりやコミュニケーションの場としても利用が可能なことから、引き続き、子どもたちをはじめとする町民ニーズを捉えながら、適切な維持管理と遊具の集約化に向けた検討を進めてまいります。

環境衛生対策の充実、地球温暖化、環境破壊等の様々な課題がある中で、本町のごみ排出量は、人口が減少しているにもかかわらず微増傾向が続いています。このため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組について、広報紙等による普及啓発

を行い、町民一人一人の環境意識が高まるよう、取り組んでまいります。

また、子どもたちの発案により始まった町民一斉クリーン作戦を引き続き実施するとともに、環境美化意識やボランの向上を図るため、不法投棄抑制の啓発などに監視カメラを設置するなど、ごみのない美しいまちを目指してまいります。

下水道事業については、令和5年度からの地方公営企業法の適用を進めるため、引き続き歌志内市、新十津川町との共同による財務諸表作成等の移行準備作業に取り組んでまいります。

2、共に支え合い健やかに暮らすために健康づくりの推進、生活習慣病予防対策とがん検診の推進、全ての町民が健康で生き生きと心豊かに生活を送ることができるよう、健康増進や生活習慣病予防のための健康診断、特定健診の受診向上を目指してまいります。また、若い世代からの受診勧奨をさらに強化するとともに、健診データに基づく具体的な栄養指導や運動指導など、健康向上につなげる指導を行うことにより、町民一人一人の健康への関心を高め、生活習慣改善につながるよう進めてまいります。当町において死亡率が高い乳がん、大腸がんについては、特定健診とがん検診の同一実施、乳がん検診等の無料クーポン券配布事業を継続するなど、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、高齢者ができるだけ長く、自立した日常生活を送れるよう、生活習慣病をはじめとする疾病の発症予防や重症化予防、介護、フレイル予防などが重要になっています。このため、健全な食生活や運動等の普及啓発を目的とした健康運動フロア事業、ひまわりクラブの開催など、各種介護予防対策を強化してまいります。また、後期高齢者医療保険及び国民健康保険の保険事業、介護保険の地域支援事業を途切れることなく一体的に実施するため、健診、医療、介護のデータ分析に基づく、適切、かつ、効果的なサービス提供を行い、健康寿命の延伸につなげてまいります。

心の健康づくり対策、心の健康問題が重要視される中、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、命を守るネットワーク推進計画、自殺対策計画に基づき、心の健康づくりに向けた普及啓発などの取組を推進してまいります。

医療、介護、福祉の推進、町立国保病院の安定した経営、人口減少や高齢化、さらには長引く感染症の流行などにより患者数が減少し、近年の町立国保病院は赤字決算が続ぎ、令和元年度以降、地方財政法等による資金不足額が発生する厳しい経営状況となっています。令和3年度は、町立国保病院の在り方検討委員会の答申に基づき、眼科外来の診療日数の適正化や院外薬局への切替えなど経営改善に向けた取組を行い、周知や業務の改善による一定の成果が得られていると考えておりますが、新年度においても経営改善の効果や営業分析などを適切に行いながら、可能なものから、順次、取組を推進してまいります。

また、昨年、医師の退職により診療体制の見直しが必要となったことから、本町の特徴ある取組として続けてきた病診連携による病床の共同利用について、4月以降休止させていただき決断をしたところでありますが、引き続き、医師をはじめとする医療従事

者の安定確保に努めてまいります。

中空知二次医療圏など、地域において求められる町立国保病院の役割や機能を踏まえ、将来にわたり、安心して療養できる医療機能を維持することができるよう、入院患者のスムーズな調整や診療材料購入価格の標準化など、中空知管内自治体病院などとのネットワークを生かしながら、引き続き安定した医療の提供、経営の改善に取り組んでまいります。

地域包括ケアシステムの推進、高齢化が確実に進む中で、高齢者や家族の方々の介護に対する不安を軽減し、安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムのより一層の地域支援に向けて取り組んでまいりました。引き続き、第8期介護保険事業計画を着実に推進し、医療、介護、予防などのサービスが切れ目なく、一体的に提供されるよう、地元介護サービス事業者との連携により、在宅、施設のサービス提供体制の充実を図ってまいります。

全庁的な支え合いネットワークの推進、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域住民が互いに協力し、支え合う地域共生社会を築いていくことが重要となっています。現在、長引くコロナ禍の中においても、町民主体によるサロン活動が5か所で実施され、高齢者を支える多様なネットワークが広がりを見せております。各地域で芽生えた活動が継続的に実施され、支え合いの取組がさらに広がるよう、各組織、団体等との連携を深めてまいります。

また、高齢者、障害者、児童等を含めた総合的な視点から、地域の福祉課題や町民ニーズを把握するためのニーズ調査を実施するとともに、奈井江町地域福祉計画を策定し、本町における福祉サービスや地域福祉活動など、社会福祉協議会との協働による取組を、一層、推進してまいります。

認知症対策の推進、認知症に対する理解と正しい知識を得た上で、認知症の方や家族の方を手助けする認知症サポーターの養成を行い、認知症高齢者等に優しい地域づくりを進めるとともに、砂川市立病院の精神科専門医のサポート体制の下、認知症初期集中支援チームと連携しながら、早期診断、早期対応に向けた支援を継続してまいります。

また、認知症高齢者等が在宅で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの利用に向けた支援や成年後見制度の利用促進のための普及啓発に引き続き、取り組んでまいります。

障害者への支援、思いやりの障害福祉条例の理念の下、町民の障害への理解や交流を深めるため、北翔大学との連携事業などを進めてまいります。また、第4期障害者福祉計画に基づき、障害者の地域移行の推進や雇用、就労を促進するための助成事業の実施など、障害者の社会参加の支援、促進に努めてまいります。

国民健康保険税の改正、国民健康保険税については、北海道国民健康保険運営方針に基づき、市町村に示される標準保険料率に近づけるため、段階的な税率改正を進めてまいります。

子育て支援の充実、妊娠、出産、子育て世帯への支援、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠、出産、育児に関する身近で切れ目のない相談、支援を行うとともに、

要支援児童、要保護児童等に対して、適切な支援を行う子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関との連携強化を図りながら、より効果的な子育て支援が行えるよう取り組んでまいります。誰もが安心して産み育てられる環境を充実するため、14回分の妊婦一般健康診査、6回分の超音波検査、特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減する特定不妊治療費助成を継続するとともに、新たに、出産後間もない母親の健康状態を確認する産婦健診の費用助成を実施してまいります。

乳幼児件については、令和2年度から実施している新生児聴覚検査費用助成に加え、3歳児健診の視覚検査に屈折検査機器を導入するなど、検査の受診促進による異常の早期発見、早期療育を図ってまいります。

また、子育て世帯の経済負担を軽減するため、引き続き、18歳まで、高校生までを対象とした子ども医療費の無料化を実施してまいります。

児童館については、老朽化が進む2施設の統合、集約化に向けた議論を行いながら、児童が安全安心に利用できるよう適切な維持管理に努めてまいります。

保育、教育環境の充実、保育サービスの提供については、園児や保護者の気持ちに寄り添い、一人一人の個性を大切にしながら基本的な生活習慣を定着させるとともに、英語教育や運動、食育など、特色ある教育保育の充実、幼小中高の連携による相互交流などを推進し、小学校以降の教育につなげてまいります。

また、保護者への速やかな情報伝達、子どもたちの登校園管理、保育生活作成等の業務効率化を図るため、ICTを活用した業務システムを導入し、保育の質の向上や安全確保、保護者との連携強化に努めてまいります。

保育料の負担については、国における3歳児以降等の無償化に加え、町独自の2歳児までの保育料軽減措置等を継続するとともに、医療的なケアが必要な子どもの受入れなど、多様な保育ニーズに対応するための体制を確保してまいります。

3、学び続け人生を豊かにするために教育環境の充実、奈井江町にとっての大きな財産である全ての子どもたちが質の高い教育を受けることができる環境を確保するため、昨年11月に策定した新教育ビジョンの理念に基づき、子どもたちの学力の定着を図り、自ら学ぶ芽を育む教育を進めてまいります。

また、多子世帯を対象とした経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の第2子半額、第3子全額助成事業を継続してまいります。

奈井江商業高校については、新年度から始まる学校の新学習指導要領に係るGIGAスクールの学習支援とともに、各種検定料の助成を通じて、奈井江商業高校に通う学生たちへの意欲向上とスキルアップを支援してまいります。

子どもとの協働のまちづくり、町内3校で実施した町長と語る会では、各学校の子どもたちからそれぞれの視点で町のPR、人が集うまちをテーマとする多様な提言を頂きました。引き続き、まちづくりのパートナーである子どもたちと、共に考え、話し合う、町長と語る会の開催を継続し、子どもたちのふるさと意識が育つよう対話を続けてまいります。

4、活力と魅力あふれる産業づくりのために、農林業の振興、農業の振興、令和3年

産の水稲については、7月から8月にかけて記録的な高温少雨が続きましたが、その後は天候に恵まれ、順調な生育となりました。当町を含む北空知の作況指数は、北海道全体と同じ108の量となる中、高温などの影響を受け製品化率が低下しましたが、農業者の皆様のおかげで努力によって、品質・食味については、全土をはじめ、全国的にも高い評価を得ているところであります。引き続き、産地ブランド確立支援などの側面的支援を実施するとともに、道内有数の米の産地として、奈井江産米のブランド力の強化に努めてまいります。

また、ふるさと応援寄附金を財源とした基金を活用し、新たな作物や栽培技術の導入、農産物の付加価値を高める取組など、意欲ある農業者に対して支援を行う農業応援チャレンジ事業を新たに実施してまいります。

国際貿易協定等の発行によるグローバル化の進展や、コロナ禍による農産物の事業減少によって価格が低迷するなど農業経営に大きな影響が生じている中、農業者が将来にわたり、意欲を持って営農できる環境整備に向けて、町村会等を通じて国に対し要請活動を行うほか、引き続き関係機関、団体等と連携し、本町農業の持続的な発展に努めてまいります。

土地改良事業、道営土地改良事業については、耕作環境の改善、将来にわたる農地の円滑な集積化を推進するため、継続地区となる茶志内東1、東2地区及び高島東地区において区画整備事業等を実施するほか、茶志内の東地区の調査事業に着手するなど、計画的な事業推進につとめてまいります。また、圃場整備後の不陸解消ため、茶志内東2地区にレーザーレベラーを導入いたします。

老朽化が進んでいる高島排水機場については、道営事業による令和5年度からの改修開始に向けて、北海道との連携を図りながら事業推進に努めてまいります。

林業の振興、林業については、森林が持つ生態系や水源涵養機能など、その役割を適切に果たすことができるよう、町有林の計画的な造林事業を実施するほか、本年度北海道により整備が完了する林道京極線を含めて、引き続き、林道の適切な維持管理に努めてまいります。

また、世代交代などによって整備が行き届かない森林所有者の意向に基づき、関係機関と連携を図りながら、計画的な造林事業等の推進に努めてまいります。

商工業・観光の振興、商工業の振興、中心市街地の活性化を図るため、商工会や関係団体が連携して行うにぎわいを生み出すイベント事業などの取組に対し、引き続き商工業活性化推進交付金による支援を行ってまいります。

また、中小企業、小規模事業者の経営改善と事業者の育成を図るため、町の保証融資制度による利子補給等を実施するほか、町と商工会がそれぞれその役割分担のもと、相互に連携を図りながら、町内事業者の持続、発展に向けた取組について検討を進めてまいります。

観光の振興、観光協会と商工会、農協、町との連携により開催されるないえさくら祭りは、町内外から多くの方が来場し、町のイメージアップや特産品のPRなど、地域経済に寄与する町の主要な観光イベントであり、引き続き、地域資源を生かした観光振興

の取組について、支援を行ってまいります。

地域交流センターは、観光施設としての機能に加え、昨年、北海道から広域的な防災機能になる道の駅とし選定され、多くの方々に利用いただいておりますが、引き続き、利用者への快適なサービス提供が行われるよう指定管理者との連携をしながら、適切な維持管理を行ってまいります。

企業との連携、支援の充実、町内立地企業は、堅実な経営のもと、地域経済を牽引していただいておりますが、昨年、新工場の操業を開始した北海道住電精密株式会社に対して、地方企業立地促進条例の規定に基づく助成金を交付してまいります。また、町内立地企業と必要な情報交換と支援を継続するとともに、企業が持つ優れた技術力などの情報を町内外に向けて積極的に発信してまいります。空知団地については、北海道や美唄市との連携を図りながら、分譲に向けたPRや関係情報の収集など、引き続き誘致活動に努めてまいります。

農商工の連携による地域経済の活性化、本町においては、農業者や企業が持つ高い技術力によって、米をはじめとする優れた農産物や工業製品が生産されております。それぞれが有する技術やノウハウを生かすため、農業や商工業など、業種の枠を超えた農商工連携の推進に向けた検討を行う新たな組織を設置し、地域資源を活用した産業振興や地域産業の育成を進めることにより、地域経済の活性化を図ってまいります。

奈井江温泉施設の再活用、奈井江温泉施設については、令和元年8月の営業休止以降、町民の皆様と様々な情報を共有し、施設の今後の在り方について議論を重ねてまいりましたが、昨年12月、運営費や改修費など、町の財政負担が伴う温泉施設の存続はできないと判断したところであります。このため、本町の活性化につながる多用途での再活用に向けて、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かした自主的な管理運営による提案について、町内外から広く募ってまいります。

5、みんなでつくる持続可能なまちづくりのために、地域創生の取組、総合的な移住・定住対策の推進、人口減少が続く中で、新たな人の流れを生み出すためには、第6期まちづくり計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体的な施策の展開が重要となっています。引き続き、新築住宅建設や中古住宅購入助成などの住宅施策と併せて、子育てや保険、教育、産業などの施策を総合的に推進するとともに、移住・定住人口、関係人口の創出、拡大を図るため、ホームページ、SNSなどの様々な情報媒体やふるさと応援寄附金を活用し、本町の魅力や地域資源などの情報を広く発信してまいります。

奈井江版生涯活躍のまちの推進、まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要戦略として位置づけてきた生涯活躍のまちについては、中高年齢者の移住に視点を置いた施策から、全世帯を対象とする分野横断型の施策に制度が変わり、これまで当町が進めてきた移住・定住施策や地域包括ケアシステムの取組を包含した事業展開が可能となりました。依然として進む人口減少や人材不足、地域コミュニティの衰退化などの課題がある中で、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できるまちづくりを進めるため、全世代・全員活躍型の「奈井江版生涯活躍のまち」の事業に着手し、まち・ひと・しごとの好循環を生み出すことができるよう取組を進めてまいります。

地域外の人材や企業との連携促進。

社会構造の変化が進む中で、地域力の維持・強化を図るためには、地域外の人材や企業等との連携・協力が、課題解決に向けた有効な手立ての一つとなっています。

このため、地域おこし協力隊の配置を積極的に進め、協力隊員の持つ知識や経験、個性を生かした活動ができるよう取組を進めるとともに、「奈井江版生涯活躍のまち」のPRを推進し、企業版ふるさと納税の寄附や、包括連携協定の締結等を通して、奈井江町を応援していただける企業とのパートナーシップを構築してまいります。

町民主体のまちづくりの推進。

まちづくりチャレンジ事業の推進。

まちづくりに取り組む担い手の育成、町民主体による地域活性化を進めるため、引き続き新規実施団体の募集を行うとともに、単年度事業を認めるなど、事業要件の一部見直しを行い、新たなイベント開催を目指す団体、グループ等のチャレンジ意欲を喚起してまいります。

町民との対話、協働によるまちづくりの推進。

一昨年から開催しているまちづくり懇談会は、町の課題や取組を知ってもらう大切な場の一つとして、引き続き参集範囲や開催方法など、様々な創意工夫を重ねながら開催するとともに、タウンミーティングについても、町内各団体、グループ等に対して、積極的に開催を呼びかけてまいります。

また、地区担当職員制度については、職員配置を継続し、各種情報提供や課題解決に向けた支援など、地域との協働による取組を推進してまいります。

公共施設の適正管理の推進。

役場庁舎の整備。

役場庁舎の整備については、町民の皆様から頂いた多くの意見を踏まえて策定した基本設計に基づき、将来的な財政負担に十分配慮しながら実施設計業務を進めてまいりましたが、本年度は、令和6年5月の供用開始を目指し、新庁舎の建設工事に着手いたしますが、引き続き町財政や経済動向等を注視しながら、町民の皆様にも親しまれ、利用しやすい庁舎となるよう、計画的に工事を進めてまいります。

公共施設の効率的な整備の推進。

公共施設については、昨年度から、継続事業である体育館大規模改修工事に加え、高齢者生活福祉センター屋上・外壁・ボイラー更新工事などを実施し、公共施設の長寿命化、効率的な管理を進めてまいります。また、用途廃止済施設の計画的な処分等を進めるため、本年度は、旧消防庁舎車庫棟の解体工事を実施するとともに、ないえ温泉施設を含めた未利用公共施設、土地等の利活用を促進するため、民間事業者の効果的な提案を受けて事業化を検討する公共施設等民間提案制度を実施してまいります。

地域間交流の推進。

ハウスヤルビ町との交流。

長年にわたり続けてきた、友好都市フィンランド共和国ハウスヤルビ町との相互派遣交流は、令和2年から休止してきましたが、感染症の状況を考慮し、残念ながら本年も

休止することといたしました。本年度についても、ハウスヤルビ町に対する町民理解が深まるよう、フィンランド発祥のスポーツ、モルック大会の開催に加え、小中学生によるオンライン交流会など、デジタル化時代に合った交流活動を進めてまいります。

高梁市との交流。

友好都市岡山県高梁市との交流については、特産品のPRや、両市町長の表敬訪問、災害復興時の職員派遣等の交流を続けてまいりました。引き続き、両市町の親交が深まるよう、情報交換等を行うとともに、小中学生によるオンライン交流会などの取組を進めてまいります。

6、新型コロナウイルス感染症対策。

落ち着きを見せるかと思われた感染症は、昨年11月にオミクロン株が国内で初確認されて以降、急速な広がりを見せ、私たちの身近なところにまで感染リスクが迫り、依然として予断を許さない状況が続いています。

このため、本年度においても、国の経済対策により実施される各種支援策を効果的に活用しながら、感染防止と社会経済活動の両立が図られるよう取り組んでまいります。

感染症のワクチン接種については、接種体制の整備、各種情報の迅速な提供など、関係機関と十分に連携しながら、町民の皆様が早期に安心して接種が受けられるよう進めてまいります。

引き続き、コロナ禍においても、感染拡大防止に配慮しながら、会議、行事等を開催し、適切な町民サービスが提供できるよう、行政運営を進めてまいります。

終わりに、令和4年度の一般会計予算については、第6期まちづくり計画後期実施計画を基本に予算編成を行った結果、一般会計の予算総額を52億700万円、特別会計、企業会計を加えた全会計の予算総額を68億1,131万円としたところであります。

人口減少や少子高齢化により、依然として町財政は厳しい状況にありますが、新庁舎の建設工事着手など、公共施設の計画的かつ効率的な整備を進めながら、引き続き、安全・安心なまちづくりを進める施策や、未来につながる施策を着実に実行するとともに、持続可能な開発目標であるSDGsの理念を基に、「誰一人取り残さない、持続可能で魅力あるまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。新年度につきましても、町長就任時の初心を忘れず、町民の負託に応えることができるよう、精いっぱい取り組む覚悟であります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和4年度の町政執行に当たっての所信といたします。

令和4年度教育行政執行方針の説明

(11時48分)

●議長

次に、教育長に令和4年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

それでは、令和4年度の教育行政執行方針について申し上げます。

初めに、昨年、生徒や保護者、学校、教育関係団体のほか、各界各層の町民にご参加をいただきながら、本町がこれまで取り組んできた教育行政の検証とこれからの教育に期待すること、必要なことをテーマに多岐にわたるたくさんの意見を頂きながら、およそ1年かけて奈井江町の教育大綱である新たな教育ビジョンを策定いたしました。

迎えた新年度は、この新教育ビジョンの理念と目標を実現していくための議論と実践をスタートさせる年になります。

初年度には、GIGAスクールなど、新たな教育環境の変容への対応と子どもの健やかな成長を支えていくために、学校と保護者、地域が協働して学校運営を行う組織づくりの議論を行います。

また、生涯学習においては、近年、新たなスポーツ少年団が結成される一方で、永年活動してきたスポーツ協会加盟団体が解散するなどの新陳代謝が起こっており、町民の多様な生涯学習を支えていくための議論が必要であります。

これらのことを踏まえ、令和4年度に教育委員会が取り組む主要な施策について申し上げます。

1、未来を担う子どもの育成。

(1) 学校教育を充実をします。

町内の小中学校に1人1台タブレット型のコンピューター端末を導入して1年がたち、教科を問わず様々な授業でタブレットが活用されるようになりました。効果的な指導を確立していくため、ICT検討委員会での課題整理と奈井江町教育振興会での研修を深めます。

子どもたちが基礎・基本を身につけ、学力を高めていくためには、ゲームや動画視聴などの時間を減らし、家庭学習の定着を図ることが重要であります。引き続き、公設塾ななかまや、夏・冬休みに行う子ども朝活事業に取り組みますが、他方で大変残念ではありますが、生活習慣の確立や家庭学習の重要性を理解されていない保護者がいるのも事実であります。親学セミナーの開催や今年度新たに実施する子どもと保護者が一緒に受検する検定、保護者のスマートフォンに直接、電子メール発出するなどの啓発事業を実施をします。

また、町費による小学校での35人学級編成や特別な支援を必要とする児童生徒が学ぶための支援員の配置、2名体制となった英語指導助手を1名ずつ小中学校に配置をし、かつ認定こども園や奈井江商業高校にも派遣するなど、安心できめ細かな学習環境を継続します。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成を推進します。

奈井江町の基幹産業である農業や地元企業について学ぶふるさと学習を継続し、子ど

もたちの郷土愛や将来の夢を育み、社会性を身につける学習を推進します。

自己の生き方を考え、自立した人間としての成長を涵養するため、学校活動全体を通じた道徳教育を推進します。

また、子どもたちへのアンケートや教育相談などを実施し、悩み事の解消やいじめの早期発見・早期対応に努めるとともスクールカウンセラーを活用し、子どもたちの心の成長を支援します。

(3) 快適な学習環境の整備を推進します。

本町では、既に前述した田植えや稲刈りをはじめ、企業見学の受入や町民ボランティアが参加するスキー学習など、多くの町民の力を借りて授業を行ってききましたが、これからは一歩進んで、学校と保護者、地域が知恵を出し合いながら学校運営に取り組んでいくことを目指すコミュニティスクール、学校運営協議会の設置に向けた検討委員会を発足させます。

(4) 多様な教育機会の支援を推進します。

幼小中高の連携による乗り入れ授業や授業交流など、学校間の相互理解と相互支援の充実を図るとともに、新入学児童生徒の学用品費の負担が困難な家庭に対する就学援助を継続します。

道立奈井江商業高校の入学者数が、2年続けて定員の半数以下となり、大変厳しい状況であります。引き続き高校と連携を図り、生徒が魅力を感じる学校となるよう検討し、PR活動などを実施してまいります。

(5) 子どもの健全な育成を推進します。

小学生には演劇を、中学生にはコンチェルトホールでのコンサートを開催をし、生の迫力を体験させるとともに、見るマナー、聴くマナーの習得を行います。

また、子どもの権利に関する条例に基づき、町長と語る会や子ども会議の活動を支援し、社会参加を推進します。

2、生涯にわたる学びの推進。

(1) 生涯学習活動を推進します。

新型コロナウイルスが変異を続けながら蔓延する中、町民一人一人が「不要不急とは何か」を問われました。教育に焦点を当てると、このコロナ過を乗り切るため、町民が心豊かに過ごすためには、自分の好きなことを見つけ、それを学び続けていくことがとても大切だと考えております。

多彩な公民館講座を企画する一方で、昨年好評だった公民館ロビーでの町民ギャラリーを継続をし、町民同士のコミュニケーションや地域活動を促進していきます。

また、読書活動の推進も、とても重要であります。乳児に絵本を贈呈するブックスタート、3歳児とその保護者に本を紹介し、読み聞かせを行うブックセカンド、5歳児に活字の増えた絵本を贈るブックサード事業を継続をします。

児童生徒の読書離れも進んでいます。新年度は、まず、奈井江中学校の校内図書室の環境整備と読書活動の推進に取り組めます。

(2) 楽しく参加できる生涯スポーツを推進します。

生涯スポーツを推進するため、令和4年度は老朽化した体育館の床と照明の大規模改修に取り組めます。

なお、工事期間が約半年間にわたることから、小中学校の体育館と公民館大ホールを活用し、スポーツ活動の継続を確保いたします。

(3) 個性豊かな芸術・文化を推進します。

名だたるプロの演奏家からクオリティの高さが評価されているコンチェルトホールで、世界3大教育音楽祭の一つであるPMFの演奏会など、多彩なコンサートを開催をします。

また、老朽化により故障している交流談話室や練習室などの空調設備を更新いたします。

結び。

以上が、令和4年度に取り組む主要な教育施策であります。新年度も、学校教育や生涯学習ともに主体的な学習機会の創設と学び続けるための環境を確保するため、様々なチャンネルを通じて町民議論を行い、教育ビジョンの着実な推進を図ります。

町民の皆様には、教育委員会や学校とともに歩む協働のお願いをするとともに議会の皆様のご理解とご支援、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上で、執行方針の説明を終わります。

議題の途中ではありますけども、昼食のため、1時15分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時57分)

●議長

(13時13分)

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

一括議題の説明を求めます。

要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解をお願いしたいと思います。

一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案第11号からご説明を申し上げます。

議案書の125ページをお開きください。

議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」、本案につきましては、北海

道の国保税率の統一に向けて、令和4年度の標準税率に激変緩和措置を講じながら見直しを行うこと及び地方税法等の一部改正による未就学児に係る国保税の軽減を図るため、町税条例の一部を改正するものであり、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

議案書128ページをお開きください。

議案第12号「奈井江町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案につきましては、令和4年度において、教育委員会事務局の新たな執務場所となる幼児室の改修とともに、教育長の執務室を団体室とするため、本条例を改正するものであり、令和4年5月1日から施行しようとするものであります。

議案書129ページをお開きください。

議案第13号「ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」、本案につきましては、現在休止している温泉施設等について、昨年12月、町による財政負担が伴う存続はできないと判断したところであり、今後地域の活性化に結びつく民間事業者の自主的な取組による活用に向けて、公募を行うことから、本条例を廃止するものであります。

また、附則において、4月1日の施行のほか、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例及び奈井江町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例における関係規定から、本施設を削除する改正について併せて提案するものであります。

議案書130ページをお開きください。

議案第14号「奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」、本案につきましては、現在休止している温泉施設に併設しております本施設について、議案第13号においてご説明したとおり、温泉施設と一体となった民間事業者の自主的な取組による活用に向けて、公募を行うことから、本条例を廃止するものであります。

また、附則において、4月1日の施行のほか、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例及び奈井江町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例における関係規定から、本施設を削除する改正について、併せて提案するものであります。

議案書131ページをお開きください。

議案第15号「奈井江町農産物加工実習室の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」、本案につきましては、本施設が設置されております役場庁舎西側の営繕棟について、役場庁舎の建設に伴い、令和4年度中の解体・撤去が必要であることから、本条例を廃止するものであります。

また、附則において、4月1日の施行のほか、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例及び奈井江町の公の施設等の使用料減免条例における関係規定から、本施設を削除する改正について、併せて提案するものであります。

議案書132ページをお開きください。

議案第16号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、本案につきましては、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁式方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するため、本条例を改正するものであります。施行日は令和4年4月1日であります。

議案書135ページをお開きください。

議案第17号「令和4年度における奈井江町体育館大規模改修事業による休館期間中の公民館使用料の特例に関する条例」、本案につきましては、令和4年度における体育館大規模改修に伴い、休館期間中の代替施設となる公民館使用料について、体育館使用料との均衡を図るため、本条例を制定するものであります。

附則における施行日につきましては、奈井江町体育館休館期日初日とするものであります。

以上が、予算関連議案であります。

次に、別冊で配付をしております一般会計予算書の1ページをお開きください。

議案第6号「令和4年度奈井江町一般会計予算」のについてご説明を申し上げます。

予算の総額については、前年度より4億8,400万円増の52億700万円となり、前年度比10.2%の増となったところであります。

次に、第1表、歳入歳出予算の概要についてご説明いたします。

予算書2ページをお開きください。

歳入の1款町税では、前年度比1.3%減の6億6,706万6,000円。

3ページになりますが、11款の地方交付税では、7.0%増の24億6,600万円。

13款分担金及び負担金では19.5%減の777万円。

14款使用料及び手数料は、0.7%減の1億558万1,000円。

15款国庫支出金では、35.4%増の3億6,547万1,000円。

16款道支出金では、3.4%増の3億1,975万4,000円。

18款寄附金では、100%増の1億2,000万円。

19款の繰入金では、33.1%増の1億8,603万6,000円。

4ページに入り、21款諸収入では39.2%増の2億685万円。

22款町債では、10.8%増の5億5,160万円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款議会費では、前年度比1万2,000円減の3,742万7,000円。

2款総務費では、107.3%増の9億9,99万5,000円。

3款民生費では、7.6%増の8億1,118万7,000円。

4款衛生費では、8.0%増の5億8,299万4,000円。

5款労働費では、0.2%増の56万6,000円。

6款農林水産業費では、0.8%減の2億4,442万2,000円。

7款商工費では、21.3%増の9,485万8,000円。

8款土木費では、2.1%減の5億6,908万4,000円。

6ページに入り、9款消防費では、2.1%増の1億5,194万8,000円。

10款教育費では、11.1%減の3億5,291万3,000円。

11款公債費では、1.8%減の6億38万9,000円。

12款職員費では、10.0%減の7億5,414万7,000円であります。

7ページになりますが、第2表の債務負担行為についてご説明申し上げますが、令和4年度に契約予定の役場庁舎等整備事業に係る工事監理、建設工事費について、翌年度以降見込まれる支出額を債務負担行為として定めております。期間は令和5年度、限度額は12億7,795万7,000円であります。

第3表の地方債についてご説明を申し上げますが、初めに、一般会計、特別会計、企業会計全てに共通いたします起債の方法、利率、償還の方法について説明いたしますが、起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率については4%以内、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによります。

ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮しまたは繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるとするものであります。

それでは地方債の限度額についてご説明いたします。

役場庁舎複合施設整備事業過疎債分では1億160万円、農業農村整備事業では60万円、北4丁目通りホ道路改良工事で3,530万円、体育館大規模改修工事で4,790万円、過疎地域持続的発展特別事業では8,000万円、役場庁舎整備事業市町村役場機能緊急保全事業債分でございますが、1億8,100万円、高齢者生活福祉センター長寿命化事業で3,040万円、文化ホール長寿命化事業で700万円、緊急自然災害防止対策事業債で2,270万円、公営住宅整備事業債620万円、臨時財政対策債で3,890万円、以上11本の借入れの予定であります。

また、今ほど地方債でご説明した以外に、主な新規事業としては、子育て支援として産婦健診助成事業、3歳児健診視覚検査機器購入、教育環境の充実としては小中学校校務支援システム導入、読書活動推進事業、産業振興・道路事業として、ふるさと納税を財源とした農業担い手育成基金の積立て、レーザーレベラー導入、企業立地促進補助金、西5条通り街路灯LED化事業、また新型コロナウイルス感染症対策として、主食用米生産支援給付金事業、統合型GIS導入事業、学校保健室空調設備整備事業、体育施設感染症拡大防止事業、保育ICTシステム導入事業などを計上し、予算編成をしたところであります。

令和4年度におきましても、厳しい財政状況の中、また、新型コロナウイルス感染症の収束もいまだ見通せない状況の中、引き続きまちづくり計画の計画的かつ効率的な推進と課題解決に向けて取り組んでまいります。

続きまして、議案第7号から、議案第9号の特別会計予算について、ご説明申し上げます。

ます。

別冊で配付をしております特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和4年度の奈井江町国民健康保険事業会計予算は、前年度比2,100万円、10.4%減の、1億8,100万円であります。

2ページの第1表、歳入歳出予算の主なものをご説明いたします。

歳入。

第1款の国民健康保険税は1億30万1,000円。

4款の繰入金では7,197万4,000円。

6款の諸収入では864万7,000円であります。

3ページの歳出では、1款総務費で1億7,135万4,000円。

4款諸支出金で884万3,000円あります。

以上が、国民健康保険事業会計予算の概要であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の16ページをお開きください。

令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算は、前年度比80万円、0.7%減の1億880万円あります。

17ページの第1表、歳入歳出予算の主なものをご説明いたします。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料7,270万1,000円。

3款繰入金では3,605万7,000円あります。

歳出では、1款総務費で81万4,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金で1億789万3,000円あります。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、下水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書27ページをお開きください。

令和4年度奈井江町下水道事業会計予算は、前年度比480万円、1.2%減の3億9,870万円あります。

28ページの第1表、歳入歳出予算の主なものをご説明いたします。

歳入では、1款使用料及び手数料1億3,365万7,000円。

3款繰入金2億2,908万2,000円。

6款町債で3,230万円あります。

歳出では、1款下水道費1億1,869万円。

2款公債費2億7,966万6,000円あります。

30ページの第2表の地方債についてご説明をいたします。

起債の方法、利率、償還の方法については、割愛させていただきます。

公共下水道事業債、一般分で100万円、公営企業法適用化分で950万円、石狩川流域下水道事業債で1,190万円、資本費平準化債で450万円、個別排水処理施設事業債で280万円、公共下水道事業債の過疎債で100万円、個別排水処理施設事業債の過疎債で160万円あります。

以上が、下水道事業会計予算の概要であります。

では、次に、議案第10号の病院事業会計予算についてご説明をいたします。

別冊で配付をしております予算書の1ページをお開きください。

令和4年度の奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算では、第2条第1項において、病床数を50床とし、患者数は、入院1万6,790人、外来2万2,866人、指定居宅サービス705人としております。

2項のサービスつき高齢者向け住宅では、居室数16、入居率を95%としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入、第1款の病院事業収益で、8億5,313万5,000円、支出、第1款病院事業費用で、7億9,849万5,000円であります。

2ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出では、収入第1款資本的収入で7,740万円、支出、第1款資本的支出で、1億1,731万1,000円であります。

以上における単年度実質収支は、3,828万2,000円の黒字、繰越実質収支では、1,701万1,000円の赤字を見込んでおります。

以上12議案について、一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、大矢議員。

●8番

今ほど町長の今任期最後になります令和4年度予算が提案されました。一般会計では、役場庁舎建設、新型コロナウイルス感染症対策などにより、私が議員になった平成19年以降15年間で最大の52億700万円となっています。また、特別会計等を含む5会計合わせて、前年比2億5,141万円増の68億1,130万円ということであります。今回の予算について、大綱4点、町長に質問いたします。

まず1点目では、役場庁舎の建設では、基本計画の19億8,000万円から、附属棟建設や資材費の高騰などに22億7,000万円を見込んでおり、このうち令和4年度では庁舎建設工事の2億8,757万円を含む3億688万円を予算計上しています。このほかに、駐車場の確保、除雪の対応、書類の整理・処分など、令和4年度に係る経費についてはどのようになっているのか伺います。

2点目は、一昨年から世界的に広まった新型コロナウイルス感染症も、ワクチン接種による終息を期待していましたが、新たな変異株の発生により、いまだに終息の兆しが見えない状況が続いています。新型コロナウイルスの経済的影響が、大きくあらゆる分野に及んでいます。本予算での歳入への影響額とコロナ関連対策事業と予算、取組につ

いて伺います。

3点目としましては、原油価格の上昇から、燃料価格、電気料金が大きく上昇しています。ロシアのウクライナ侵攻もあり、今後も上昇することが予想されています。令和4年度予算での積算根拠と影響額について伺います。

4点目は、病院事業会計についてであります。病院経営は非常厳しい状況にある中、新たな経営改善に向けて、令和2年度に有識者による病院の在り方検討委員会を設置し、検討され、具体的な提言を含めた答申がありました。この答申を受けて経営改善に取り組んできたことと思っておりますが、2年目で5,464万円の黒字になるとしています。このことをどのように受け止めているのか伺います。

以上、4点についての答弁を求めます。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

大矢議員からの4点にわたるご質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の役場庁舎建設に係る、令和4年度の経費についてであります。

役場庁舎の建設につきましては、先般、実施設計業務が完了し、議員ご指摘どおり、附属棟の建設などにより全体で22億7,050万円を見込んでおります。

令和4年度予算については、今後の資材費等の上昇を見込み、建設工事で2億8,757万円のほか、営繕棟解体工事、車庫改修工事、工事監理の委託業務などを含め、3億688万円を計上しておりますが、このほかには、工事期間中における現庁舎構内の除排雪経費659万円、営繕棟解体に伴う書類仮置費用78万円を計上しているところであります。

引き続き、地方債と基金を活用しながら、財政負担が増すことのないよう、財政状況を十分に考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

2点目の新型コロナウイルス感染症の予算への影響等ということであります。

自主財源である町税収入については、令和3年度の賦課実績等を踏まえた積算を行っておりますけれども、固定資産税で課税免除による減額があったものの、町民税等については、前年度より増額の見通しとなったところであります。

また、国の令和4年度予算により、人口減少や、社会保障関係費の増加等が続く中で、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、前年度と同一水準の一般財源総額が確保され、当町においても、地方交付税を含む一般財源の総額が、前年度対比で約1億6,000万円の増加となったところであります。

引き続き、長引くコロナ禍による町財政への影響を抑えるため、国に対し、地方自治体の減収等に対する確実な財政措置を講じるよう、関係機関・団体等と連携しながら、要請を行ってまいりたいと考えています。

次に、コロナ関連対策については、4年度においても、引き続き国の緊急経済対策で措置された地方創生臨時交付金事業を展開するため、コロナの影響を受けている事業者への事業応援給付金事業や町内消費を喚起するプレミアム商品券発行事業、米価下落の影響を受けた米生産者への主食用米生産支援給付金事業を新規に実施するなど、地域経済対策に加えて、小中学校をはじめとする公共施設の感染予防対策の充実、行政サービスのデジタル化推進など、コロナによる社会経済活動全般の影響が軽減するように、18事業、総額1億482万円の予算を計上したところであります。

今なお収束のめどが見えない状況にありますが、本町を取り巻く状況を十分注視しながら、財政運営を進めるとともに、ウィズコロナの意識を持ちつつ、各事業が停滞することのないよう、スピード感を持って事業に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の原油価格上昇の影響ということであります。

予算における1リットル当たりの燃料単価は、前年度と比較し、ガソリン・軽油で18円、灯油で22円、A重油が23円の単価上昇し、これにより町が直営により管理している公共施設、車両等に係る燃料費の合計額は、一般会計と病院事業会計の合計で約1,000万円の増加を見込んでいます。

なお、電気料金については、使用実績等を踏まえた予算計上により、前年度と比較して大幅な増減はないというふうに見込んでいるところであります。

しかしながら、現下の状況についてはまだまだ見通しが立たないところでありますので、現実を見極めながら対応せざるを得ないというふうに考えております。

4点目の病院事業会計についてであります。令和2年度に、幅広い視点から町立国保病院の経営改善について協議をいただいた在り方検討委員会の答申では、診療費や病床の在り方、費用削減の方策など、様々なご提言を頂きました。

この答申に基づき、眼科外来診療日数の適正化、外来処方院外調剤への切替え、各種費用の削減など、可能なものから順次取組を進めるとともに、実施について慎重な判断を要する病床転換などの検討も行ってまいりました。

この間、常勤医師の退職という、病院経営に非常に大きな影響を及ぼす事態があり、収益や患者数の動向を見込むことが難しい状況での病院経営となりましたけれども、残された医師やスタッフが一丸となって、町立国保病院の役割の維持や経営の改善に取り組んでいただいております。

答申による取組は、まだ中途の段階でありますが、それぞれ経営改善の効果が発現されているものと考えております。

令和4年度予算については、ご質問がありましたとおり、純損益で5,464万円の黒字となっているところですが、本年度の当初予算では現在の職員体制による人件費としていることと併せて、令和4年度に限った特例措置ということで、退職手当組合負担金の普通負担金の納付が免除となったということが主な要因であります。

在り方検討委員会の答申に基づく経営改善の効果については、令和3年度決算の中で効果額等の精査をしてまいりたいと考えておりますが、安定した病院経営を継続していけるよう、引き続き取組を進めてまいりと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

大矢議員、よろしいですか。

ほかに大綱質疑ございますか。

(なし)

●議長

以上で、大綱質疑を終わります。

予算審査特別委員会の設置について

(13時43分)

●議長

お諮りします。

一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定をいたしました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩といたします。

(休憩)

(13時43分)

●議長

(13時47分)

会議を再開いたします。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長より報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には大矢議員、副委員長には大関議員。
以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、3月15日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。一括議題つきましては、3月15日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

お諮りします。3月4日から8日間での5日間は、議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。3月4日から8日間での5日間は休会と決定をいたしました。

散会

●議長

以上で、本日予定しておりました議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、9日は、午前10時より会議を再開といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(13時49分)

令和4年第1回奈井江町議会定例会

令和4年3月9日（水曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 総括質問

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	三本英司								
副町	長	碓井直樹								
教	育	長 相澤公								
企	画	財	政	課	参	事	小澤克則			
総	務	課	長	辻脇泰弘						
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	横山誠
町	民	生	活	課	長	田野義美				
建	設	環	境	課	長	加藤一之				
産	業	観	光	課	長	石塚俊也				
保	健	福	祉	課	長	鈴木久枝				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	松本正志	
町	立	病	院	事	務	長	杉野和博			
建	設	環	境	課	課	長	補	佐	石川裕二	
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	辻脇真理子	
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	遠藤友幸	
企	画	財	政	課	課	長	補	佐	井上健二	
代	表	監	査	委	員	中野浩二				
農	業	委	員	会	会	長	小島和博			

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 滝 本 静
議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

開会

●議長

出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番大関議員、3番竹森議員を指名いたします。

日程第2 総括質問

●議長

日程第2、令和4年度町政執行方針、並びに令和4年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 7番森山議員の質問・答弁)

(10時00分)

●議長

7番森山議員。

(7番 登壇)

●7番

7番森山です。

それでは、令和4年度の総括質問を行いたいと思います。

まず、町長に、町政執行方針2ページにあります、高齢者の運転免許の返納についてということでお伺いいたします。

項目といたしまして、安全、安心に住み続けるためにの中の防災と交通安全対策について伺いますが、高齢者の運転免許自主返納の取組についてを伺います。

高齢者の運転免許自主返納の取組を進めるとありますが、令和2年度の返納者は22名で、令和3年度は現在のところ17名となっております。この減少した理由ですけれども、そのことに関して町長はどのように考えられているか、お伺いします。

また、本年度以降は終戦後生まれの方が後期高齢年代となりますので、この政策をさらに進めるためには何が必要と考えられているかをお伺いいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

●議長

(10時02分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

議会のご出席、ご苦労さまです。

森山議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

高齢者の運転免許証の自主返納の取組についてということではありますが、近年、高齢者による交通事故が増加していることから、本町におきましても、高齢者の交通事故防止の観点から、自主返納を促進させるため、令和2年1月より返納者に対して地域公共交通の町営バス・乗合タクシーを利用していただく無料券や、ふれあいチケットなどを配付するサポート事業を実施しております。

返納者の推移といたしましては、令和元年度、36名、このうち出張窓口で13名も含むものでありますが、令和2年度については、今ほど議員からもありましたとおり22名、令和3年度は、2月末現在ですけれども17名と、議員ご指摘のとおり減少傾向にあり、これはPR不足もあると捉えておりますけれども、全国的にも減少傾向であることから、少なからずコロナ禍の影響もあるのではないかなというふうに考えているところであります。

令和4年度につきましては、事業の促進に向けて、警察署において運転免許証の取消通知書の交付を受け、その後、役場においてサポート事業の申請をしていただくなど、一連の手続の流れについても改めて広報紙に掲載するほか、町外に家族がいる場合、その家族の皆さんにもこの事業を理解していただけるよう、ホームページも活用して周知を行うとともに、警察署との連携による出張窓口の開設についても、新年度実施をする予定としているところであります。引き続き近隣の自治体の取組にもアンテナを張りながら、自主返納事業を実施し、高齢者の交通事故防止に努めてまいりたいと考えておりますが、加えて、返納した方の足の確保を含めて、町民がより利用しやすい公共交通の

仕組みも重要と考えており、令和4年度より取り組みます生涯活躍のまち事業において、新たな公共交通のあり方についても検討していく予定でありますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(10時05分)

森山議員。マイクのスイッチを入れてください。

●7番

ただいまの町長のご答弁で安心できるなという感じは受けますけれども、特に町内の町の中での返納者は、ふだん生活するのにそんなに遠くまで行かなくても間に合うわけですけれども、農家の方たちはかなり町まで買物に行くにしても距離がありますので、非常に不便に感じているようです。それで特に浦臼バスを利用する人ですが、病院だとか、あるいは役場とかに来るのにもあのバスがなければどうしようもないんですという話も受けています。それで、それ続けてほしいですよという話をして、予算書を見たら、今年度は4年度は追加しているから、これ継続すると思えますよという話はしたんですけど、そういうこともありますので、先ほど言われたようにこの政策が皆さんに周知をされて利用者が多くなることを願っているところでありますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

●議長

以上で、森山議員の総括質問を終わります。

(2. 1番篠田議員の質問・答弁)

(10時06分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

1番篠田議員。

(1番 登壇)

●1番

おはようございます。私は、大綱4点についてお伺いしていきたいと思っております。

まず、1点目は、町立病院の経営改善についてであります。執行方針で町立病院のあり方検討委員会の答申に基づき、眼科外来の診療日数や院外薬局への切替え等、経営改善に取り組み、一定の成果が得られているとの説明がございました。1つは、今年度の成果としてどのように評価をされているのか。2つ目は、新年度ではどのような取組を

考えておられるのかお伺いしたいと思います。

●議長

(10時07分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からの町立病院の経営状況ということだと思いますが、まず、あり方検討委員会の答申に基づいて取り組んだ今年度の成果と新年度の取組ということでもあります。

今年度については、眼科外来の診療日数の適正化ということで、週5回の診療を週3回に削減しております。これにより、12月までの実績として、診療日数が40%程度減少しているのに対して、収益は11%、患者数については12%程度の減少に抑えられており、1診療当たりの延べ患者数が増加していることと合わせますと、医師の派遣経費や看護師の人件費などの縮減につながっているのかなというふうに判断をしています。

また、外来における院外処方への切替えについても、12月までの実績では、薬品による収益の減少率が28%程度であるのに対して、薬品購入費の減少率が34%程度であることから、人件費や消耗品などの経費の縮減を含めて、一定の成果が出ているものと考えています。

次に、管理経費の縮減ですが、施設管理における内容の適正化による委託料の節減を行ったほか、電子カルテの更新費用についても、内容の精査を行った上で競争入札を実施したことにより、当初の予定より大幅に事業費を抑制することができました。

このほか、院内他部門に対する職員の人的な業務支援や入院セットの導入など、人件費の抑制や業務効率の向上なども含めて、早期に実施できるものについては、スピード感を持って進めてまいりました。

いずれにいたしましても、具体的な数字としての成果については、決算前ということでもあり確定しておりませんが、いずれも効果が発現しているものというふうに考えております。

次に、新年度の取組については、今年度の取組を継続するほか、診療報酬改定に対応した病院運営に努めるとともに、病床転換による経営改善などについても、引き続き、患者数などの状況を見極めながら、可能なものから順次取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(10時10分)

篠田議員。

●1番

今年度の取組、いろいろと取り組んでおられて、それなりの効果も評価をされているようでございますけれども、まだ今定例会で例月出納検査報告の報告もありましたけれども、その中で見ていくと一時借入金、昨年度は同時期1月で2億4,000万円ありましたけれども、本年度においては何か3億というような形で一借は若干増えているような状況にはあるようです。まだまだ改善をしていかなければならない部分もあるのかなとは思いますが、新年度に向けて取り組んでいただければなと思っています。

次に、2点目ですけれども、病診連携についてでございます。

本町の特色ある取組である、病診連携による病床の共同利用は、院長が退職したことにより、診療体制の見直しで昨年7月から開放型病床は休止されておりますが、1つは、新年度に向けた院長の後任について、昨年暮れの一般質問では大変厳しいと回答されてございます。その後の進展についてお伺いしたいと思います。

2つ目は、地域医療連携運営委員会についてであります。今まで定期的を開催していたとお聞きをしておりますが、本年の開催についてお伺いしたいと思います。

●議長

(10時12分)

答弁を求めます。町長。

●町長

篠田議員の2点目、昨年度7月より休止をさせていただいております病床の共同利用についてということでもあります。これに関連して、新年度に向けた医師の確保ということでもあります。これまでもご説明させていただいておりますとおり、北海道大学病院の医局のほか、関係する団体などにも後任医師の採用に向けた協力をお願いしており、複数回にわたりお伺いするなどしながら状況の確認をさせていただいているところであります。北海道大学病院の医局などでも、機会のあるごとに声かけをしていただいているというふうにお聞きをしておりますが、病院長の候補者となり得る方が非常に少ないということであり、現在のところ、採用について見通しが立っていない状況であります。

このことから、先般、私から森田院長代行に直接状況をお伝えするとともに、当面は現在の医師体制の中で病院運営を継続していかなければならないことについてご理解を得たところであります。

常勤医師の減少により、日直・宿直体制も厳しくなっていることから、従来よりも幅広い範囲にご協力をお願いするなどして、医師の業務負担軽減にも取り組んでいるところでありますが、引き続き、派遣医師の安定確保の視点も持ちながら、後任院長の採用に向けた努力はしっかりと続けていかなければならないと考えておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

●議長

地域医療連携の答弁は。

●町長

失礼いたしました。次に、地域医療連携運営委員会の開催についてですけれども、地域医療連携運営委員会については、町立国保病院の建て替えに伴い、開放型共同利用を促進するために設置をしており、会議のほか、講演会や事例検討会なども実施されてきております。近年は年1回程度の会議を開催してきておりましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、書面会議とさせていただいたところです。

本年度の開催についてということではありますが、昨年7月より病床の共同利用を休止していることでもあります。引き続き新型コロナウイルス感染症の流行により、まん延防止等重点措置が継続されている状況であることから、本年度についても、書面により委員の皆さんに検査施設の利用状況等を報告させていただくことで、会議の開催に代えたいと考えているところであります。

●議長

(10時15分)

篠田議員。

●1番

1点目の院長の後任の件につきましては、理解しました。

2点目の地域医療連携運営委員会のほうですけれども、去年はコロナの中で会議を開けなかったということなんですけれども、先ほども言いましたように、去年の7月から開放型の病床については休止をしているというようなことで、町長自らその委員のところも訪問をしながら説明をしたというお話は伺ってはおりますけれども、その後のやっぱり状況、今日お話しいただいた部分ですとか、今、町立病院の院長代行をやっていただいている森田先生には何かお話しされたというお話ですけれども、ほかの開業医の先生方にもきちんとその辺をお伝えをしていかなければならないのかなと私は思います。この開放型の共同利用、まさにこの町立病院が立ち上がるときに開業医の先生方と町立病院の先生方、皆さんがいろいろと協議しながら立ち上げていった特色ある共同利用の部分だと思っておりますので、ぜひその辺の状況、今の病院がどういう状況にあるかも含めて、開業医の先生方にもお話をしながら、今、院長の後任を、町長自らが動き回ってはいましますけれども、ほかの先生方のアドバイスや何かも頂けるのではないかなと思っておりますが、委員会の開催について再度ご答弁を頂ければなと思っております。

●議長

(10時17分)

町長。

●町長

篠田議員からのご提言をありがとうございます。前向きなご指摘ではあるんですけれども、現下の状況で、先ほど申し上げましたけれども、報告といいますか、協議をするというようなことについては、具体的には課題として今の現状の中ではないのかなとい

うふうに思っておりますし、昨年、この病床の共同利用の休止についても、先生方にも私のほうから直接訪ねてご説明をさせていただいて、その後の状況に特に大きな状況の変化があるものではないというふうに認識しておりますので、委員会の開催については、先ほど申し上げたような形で対応をさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、今議員からもご指摘があったとおり、今の院長先生をはじめとする医療の確保の状況だとかそういうことについては、情報として何らかの形でしっかりと伝えられるようにまた検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長 (10時18分)

篠田議員。

●1番

この地域医療連携運営委員会の委員の中には奈井江医歯会、うちの場合は歯科医の先生も入っておられます。内科医が2か所ですか、それと歯科医の先生も2か所ありますけれども、歯科医の先生もこの地域医療連携運営委員会の中にも入っておられますし、当初のその休止の部分、町長、訪問していないのかなと思うんですけれども、そういう歯科医の先生もおられますので、ぜひやはり委員会を開く方向で考えていただければなとは思っています。

それと、やはり内科の先生、開業医の先生も、何で委員会開かなかったのというようなお話も一部ではあったというようなお話もありますので、ぜひその辺、検討をしていただければなと思えます。

病診連携のほうはこれで終わりにしたいと思えます。

3点目ですけれども、ないえ温泉施設の再開発についてでございますが、昨年の12月定例会で特別行政報告で休館している温泉を町の財政負担が伴う温泉施設としての存続はできないと判断してから2か月経過しておりますが、1つは、休館していた温泉に対し、問合せが現地視察に来られた事業所やアンケート調査に協力を頂いた事業所の中でも運営を検討してみたいとか、多用途で活用したいという事業者もおられたようですが、これらの方々への対応はどうしたのか。また、どうされる予定なのか。2つ目は、今定例会で条例の廃止が提案されておりますが、起債の残額は約、利息も合わせてですけど、2億円あり、廃止することにより繰上げ償還はないと聞いておりますが、どのような要件で募集をしていこうと考えておられるのか、この2点についてお伺いしたいと思えます。

●議長 (10時21分)

答弁を求めます。町長。

●町長

ないえ温泉施設の再活用ということですが、1点目の照会があった事業所等に

対する対応ということであります。

ないえ温泉施設のあり方については、様々な調査分析結果をはじめ、2年間にわたり町議会の皆さん、そして町民の皆さんとの議論を経て、町の財政負担が伴う温泉施設の存続はできないと判断して、民間事業者による多用途での再活用の方策を検討することについて、昨年12月定例会においてご報告をさせていただいたところであります。

この温泉施設の方向性に関しては、アンケート調査に回答を頂いた全ての事業者に対して、文書をもって報告を行ったところであり、再活用に向けた公募に当たりましては、この回答のあった事業所に加えて、これまでに施設見学や問合せのあった事業者に対しましても周知を行ってまいりたいと考えております。

2点目の公募の要件でありますけれども、公募を行う財産に関しましては、建物の場合、過疎債を財源とした改修を行っていることから、繰上げ償還の対象とならないよう、温泉施設などの公共性のある用途への活用、そして無償での譲渡、または貸付け、これを基本に検討を行っているところであります。また、公募への参加資格、公募する財産、事業者の選定手順などを示した公募要項について、現在、担当課において作成を進めているところであります。

本町の活性化につながる温泉施設等の再活用に向けて、民間事業者の活力やノウハウ、創意工夫を生かした提案を広く募ってまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時23分)

篠田議員。

●1番

民間事業者への譲渡等が出てきた場合、要は過疎債に適用するような事業であればいいんでしょうけれども、それ以外のもの、適用しない事業を計画されたとなった場合、譲渡をされると、逆に言ったら繰上げ償還が出てくるということですよ。それと、あそこの施設をそのまま利用するのか、解体して新たなものを建てるかは、その民間の事業者の考え次第ですけれども、町のためになるような事業展開を選考をしていくというようなことかなとは思いますが、それらの公募を開始するのはいつ頃を予定されているのか。結局、今令和4年度の新年度予算においても管理経費100万ちょっと切る程度の管理経費がかかってくるわけですから、この管理経費についても、もっと違うところにどうせなら使ったほうがいいのかなどと思うものですから、早めに結論が出るような形を考えていただきたいなと思うんですけれども、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

●議長

(10時25分)

町長。

●町長

議員から今ご質問のとおり、少しでも早めにとということ、そしてまた町民の利益に供するよとということとは当然のことだと思っておりますし、そんな形で進めたいというふうに思っておりますが、まず公募に当たって現有の土地や建物の活用に加えて、物品ですとか設備を含めた事業展開について提案を求めることを予定しておりまして、4月下旬をめどに公募を開始したいというふうに考えています。

公募の期間については、約2か月程度想定しておりますし、7月頃には公共施設等の民間提案制度によって新たに設置する審査委員会というようなものを置いて、提案事業者からのプレゼンテーションなどを実施して、事業遂行の体制、信頼性、提案内容の実現性、提案内容の独自性、そして地域への貢献度など地域の活性化につながる実現性の強い提案について総合的に判断をしていきたいと。それを受けて8月中をめどに事業者を選定するようなことができないかという、これはまだ想定ですけれども、スケジュール感を持って取り組みたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長

(10時26分)

篠田議員。

●1番

ぜひ速やかな事業展開というか、進めていただければなと思ひます。

最後になりますけれども、4点目の役場庁舎の整備についてですけれども、コロナ禍の中で原油価格の高騰等、あらゆる建設資材等が不足を来し、町内でも個人の住宅新築が資材遅れでいつ完成するか分からないとお聞きをしますが、コロナが落ち着けば資材等の高騰はしているものの、少しは落ち着いてくるのかなと思ひていたさなかに戦争が勃発し、さらなる不足と高騰が懸念される中で新年度の工事発注には慎重を期していただきたいなと思ひているところです。

そんな状況下ではありまするが、庁舎建設は鉄筋コンクリート造り、一部木造も使用する計画であります。奈井江町の森林は4,818ヘクタールあり、そのうち町有林は2,492ヘクタール、61.7%あるという状況のようです。この建設に町内の原木を活用することが町民の皆さんにもさらなる親しみの持てる庁舎となるのではないかとこの町民の声もあります。伐採や加工等、作業はそれなりの期間や経費がかかることも分かりまするが、補助制度の活用等も含め、来年度工事仕様で可能かどうか、検討をしてみたいはどうかと思ひ、お伺ひしたいと思ひます。

●議長

(10時28分)

答弁を求めます。町長。

●町長

篠田議員からの庁舎の整備に関して町有林の活用ということでもあります。

役場の新庁舎整備における一部木造の混構造については、温かさや安心感などを出して利用しやすい庁舎として、さらにはにぎわいを目指していくという理念から、構造材、造作材の一部に木材を使用することとして、その結果として、建物の重量が軽くなり、基礎に係る負担が軽減され、事業費の削減にもつながったというようなことで、これについては議員もご承知のことと存じます。

実施設計において木材については、一般的に流通をしている道産材で、柱やはりなどのいわゆる構造材には集成材を、そして内装材には合板を使用する設計となっておりますけれども、コロナの影響により原油価格が上昇しているということ、そして、今議員からご指摘のとおり、町民の皆さんに少しでも愛される施設としてというようなことだと思っておりますが、一部でも町有林の活用が検討できないかというご質問であります。

現在の町有林の状況ですけれども、一般民有林のうち町有林が2,492ヘクタール、そのうち人工林が1,056ヘクタールとなっております。人工林を材として使用するためには、現在の町有林の状況からいくと、建築資材としての活用が可能なのかどうかという調査が必要であり、現存している人工林は、主伐期ということではありますが、要は50年以上を迎えているものもあるんですけれども、それを整理するための路網、道路関係ですね、作業道等の路網が整備されていないこと、そして町有林は、主に水源涵養機能と土砂流出防備機能というような防災林としての役割を果たしているということから、加えて、また伐採してから集成材として製品化するまで、乾燥などを含めると最低2年程度はかかるというようなことがあるようです。

以上のことを踏まえますと、貴重なご意見ではありますけれども、町有林の活用については難しいと判断せざるを得ないものと考えております。ご理解をお願いするとともに、引き続き、庁舎整備について取り巻く状況に注視しながら、財政状況を十分に考慮しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(10時31分)

篠田議員。

●1番

当然そうですね。調査や何かをしていかないと分からない部分もあるでしょうし、乾燥や何かも含めて2年というようなお話ですけれども、いずれにいたしましても、できればというような考えでございます。今後、公共施設や何かの改修とかいろいろな部分でもあるでしょうし、町内であるその資源をもし活用する方法を検討していただければと思います。時期的にもう間近に迫ってはいるものですから、どうかなどは思ったんですけれども、町民の声としてはそういう声もあったものですから、逆に当初はもうRCで建てるというような話が、木造が一部入ってきたという段階で、本来であればもうちょっとその辺も含めてみんなで考えればよかったのかなとは思いますが、無理のようなお話ですけれども、ちょっと再度検討をしてみてどうなのかをやっていただ

ければなと思います。

以上で私の質問を終わります。

●議長

以上で、篠田議員の総括質問を終わります。

(3. 3番竹森議員の質問・答弁)

(10時32分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

3番竹森議員。竹森議員。

(3番 登壇)

●3番

3番。おはようございます。

町長には農業の振興についてということで質問いたします。よろしく願いいたします。

奈井江町の基幹産業として、日頃より農業の振興に力を注いでいただいていることに感謝しているところです。今年度予算でも長年継続している土地改良事業をはじめ、産地ブランド確立支援事業、スマート農業推進事業、新型コロナウイルス感染症対策としてですが、米価が下落した主食用米生産に対する給付金事業など幅広く支援されていると思います。また、今回、ふるさと応援寄附金を活用して将来の農業を見据えた農業応援チャレンジ事業を新たに実施することにも大いに賛成するところです。

農業は今、国際貿易協定の発効やコロナ禍による農産物の価格下落など、将来に向け不安な問題が多くあります。このような中、あまり知られていませんが、昨年5月に農林水産省は、「みどりの食料システム戦略」という施策を発表いたしました。これは、これからの日本農業をどうしていくかについて、2050年、つまり30年先の農業の将来長期ビジョンを策定したものです。有機農業と言われるものは、現在、日本の耕地面積の僅か0.6%でしか行われていません。それをこの計画では、30年後に25%、100万ヘクタールにするという政策です。これを実現するために、具体的には化学農薬の使用量を50%低減する。2つ目には、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減して、先ほどの面積に拡大しようとするものです。今、消費者の食に対する安全志向はますます高まってきています。それに世界的なカーボンニュートラルへの動きにも対応しようとする計画です。

奈井江町の農業を見ますと、現在、米作りでは特別栽培米の取組、また施設園芸を含め野菜栽培では、イエス・クリーンの認証を受けて栽培しています。しかし、有機減農

薬農業をすると、収量、品質が安定しません。奈井江町の特別栽培の例を出しますと、平成30年には面積が最大になりました。しかし、農家間でやはり収量、品質がなかなか思った水準にならないため、昨年度については、平成30年度比65%まで減りました。やはり有機減農薬栽培を進めていくには、この不安定な要素があります。

そこで、今年ということだけじゃないんですけども、中長期的にこのみどりの食料システム戦略に奈井江町はどう取り組むのか。この問題については、まだ始まったばかりで、なかなか奈井江町として急にどうするということにはならないと思いますけれども、どう取り組むのか、その姿勢について伺いたいと思います。国も有機農業を進めるということなので、有機農業で一步進んだ農業をしている奈井江町農業者により一層の支援をお願いしたいところです。よろしくお願いします。

●議長

(10時38分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

竹森議員の農業の振興について、とりわけみどりの食料システム戦略についての奈井江町としての取組ということであります。

まずは、極めて概要的な話をさせていただきますけれども、日本の農業は、温暖化による気象変動や大規模自然災害の増加をはじめ、生産者の減少などによる生産基盤の脆弱化、また、コロナ禍による生産や消費の変化など厳しい課題に直面をしているということであります。

そして、国内外でのSDGsや環境に対する関心が高まる中で、農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が急務であるというようなことから、国が、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現するための新たな政策方針である「みどりの食料システム戦略」、これを昨年策定したということのようであります。

この戦略については、今ほど議員からもあったとおり、2050年までに目指す姿として、農林水産業におけるCO₂ゼロミッション化の実現、そして化学農薬50%、化学肥料30%の使用量の低減、さらには有機農業を全農地の25%に拡大するというような非常に大きな目標を掲げて進めていこうとするものであります。

現在、本町においては、JA新すながわ特別栽培米生産組合によって、化学肥料や化学農薬を低減する環境保全型農業の取組が行われており、また、土地改良事業による圃場の大規模化、排水改良といった生産基盤の整備、そして土壌診断に基づく適正施肥によって、二酸化炭素などの排出量削減を努めているというのも実態であります。今後、この戦略の目標を達成するためには、農業者一人一人がさらに環境を意識した生産活動を実行していくということが重要でありますし、町といたしましても、農業分野における環境問題に配慮した上で中長期的な視点での施策の展開を考えていかなければならな

いというふうに考えています。今ほど議員からも指摘がありましたけれども、まさにこれらの取組が、平成30年度をマックスに今65%まで減ったよということもありました。収量や品質の安定化ということが極めて難しいということ、その技術的なものが難しいということもありますし、さらには議員が自ら退官をされて今まで農業経営に当たっていらっしゃると思いますけれども、耕畜混合の農業で有機物を利用した農業を営まれてこられて、今まさに畜産ということから耕種専業に議員はやられているわけですが、そういうような課題、そして今後、後継者が減少するという中で耕作放棄地をつくらないとか、いろいろ取り巻く環境が複雑になっている中で、軽々にこの2050年を目指したというようなことで達成できる目標ではないというふうに私自身は感じています。ただ、これはしっかりと向き合っていかなければならない課題であることだけは確かでありますので、奈井江町としてJA新すながわと一緒にどこまでできるのか。そのことについては極めて小さなものかもしれませんが、そこはやはり現場で営んでいらっしゃる農業者の皆さんの生の声が一番大切だと思っていますから、これをしっかりと受け止めて、政策展開を進めてまいりたいと考えております。

●議長

(10時42分)

竹森議員。

●3番

大変力強い答弁、ありがとうございました。やはり今の、先ほども話しましたけれども、消費者のそういう安全志向というのも高まっているし、SDGsを含めた中で二酸化炭素を減らしていこうという取組、それは自然な流れでやっていかなければならないし、その中でも今、農産物があまり余剰基調にある中で奈井江町の農業者が取り組んでいることを国もやろうということなので、ますます競争をする中で奈井江が一步ほかの地域よりも進んでいけるように支援していただきたいなと思っています。再質問はないですけれども、有機減農薬、無農薬というもので農作物を作るということは、雑草の多発や病害虫の発生がすごく懸念されます。それを防ぐには適宜の作業や防除が不可欠になります。先ほど町長もおっしゃったように、後継者難で当然、規模拡大やその中で人手不足があります。その中で農業をしていこうとすると、どうしても機械力やICTなどに頼ることに今後なっていくと思います。今後とも、大型機械が作業をしやすい、現在行っている基盤整備事業やICT機器の導入支援など、ほかの町村でも力を入れているようなので、今後とも継続、できれば強化していただきたいなという思いで、今回質問をさせていただきました。

これで質問は終わりたいと思います。

●議長

以上で、竹森議員の総括質問を終わります。

(4 . 4 番遠藤議員の質問・答弁)

(1 0 時 4 4 分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

4 番遠藤議員。

(4 番 登壇)

●4 番

おはようございます。

このたびの質問は、町長に大綱 1 点の質問をさせていただきます。

ここ数年、天候にも恵まれ、お米の収量増とはいえ、品質は天候に左右され思うようにいかない年もあります。

今では、人口減少と食に対するライフスタイルの変化に伴い、米離れが進んでおり、これに加えてコロナ感染症の影響もあり、ますますお米の消費は低迷し、巣籠もり需要で主食米の伸びは好調とはいえ、全体的には、倉庫には過剰米が高々と積まれている状況です。

今後はコロナ感染症と共存しつつの生活が続くとも言われております。

また昨年は、国から示された水田活用の直接支払交付金見直しについても頭を悩ませているところです。国には、生産現場の実態をしっかりと考慮してほしいと思っています。

こうした中で、今後の米作りにおいては、戦略を持たなければ、米で乗り切れるのかと考えてしまいます。

このたびの執行方針の中で、奈井江米のブランド力の強化に努めていくということですが、町長はどのように考えているのでしょうか。

自主米の出荷はそれはそれとして、私は砂川産と奈井江産米を切り離して、精米施設を持ち、独自で奈井江米を販売することについてどうかと、町長にお伺いをしたいと思えます。

独自で精米をするということは、純粋な奈井江米を提供でき、おいしいお米が提供できるということで、まずは町で生産した米を町民に食べてもらう、そんなところから始まっていけばどうかと、まずは地産地消の取組が必要ではないかと思いました。

商工会を窓口として、町内の飲食店に使っていただくことや、町立国保病院も含め、町内の施設への米のPR、また、お米を使ってどこかの町とコラボして商品の開発ができないのか、また今では、その地域にあるコンビニでは、地域の特徴を生かすことを戦略として商品を仕入れたり、また、町の原料を使って商品を販売するようになると変わってきていると聞いています。

また、研究の余地はありますが、輸出に向けてはどうなのか、あるいは米を使って商品を製造販売していただける企業の誘致活動などもあるのではないかと思います。

これらのことについて、町長はどのように考えるのでしょうか。

2つ目には、ふるさと納税返礼品には米が絶好調のようでうれしい限りです。

私は商品の補充でちょくちょくとホクレンショップに行くのですが、箱詰め作業の様子を見ていると、しおりやパンフレット、町のPRになるものなど何もないんです。生産者の顔も見えない、こだわりも見えない。何もありませんので、多くの方たちに返礼品を発送しているのですから、奈井江のこだわり米が消費者に伝わるような何かが必要だと思います。

一時期は町からの依頼もあり、箱詰めしていたときもありましたというお話でしたけれども、農産物のPRはもちろんです、同時に地方からの移住の呼びかけや奈井江の様々な情報を発信していくということも重要ではないかと思います。

ささいなことですが、奈井江に興味を持ってもらえる第一歩であり、特にお米の返礼品にはリピーターの方も多くいらっしゃるようで、関係人口を築き上げていくには大切なことかと思っています。

町の応援団となり得るそういう人たちだと思いますが、町長はどのように考えるのか、お伺いしたいと思います。

●議長

(10時49分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の産地ブランド確立の支援事業についてのご質問であります。

米のブランド化に対する考え方ということですが、本町のブランド米であります「ゆめぴりか」については、生産者の皆さんによる生産技術の習得に加えて、消費者の目線に立った品質向上への努力によって、品質、食味は常に全道のトップクラスに位置をして、全国的にも高い評価を得ているということでもあります。

町といたしましても、平成23年度から「ゆめぴりか」の安定生産に向けた、産地ブランド確立支援事業によるケイ酸資材の導入について支援を行っているところであります。

生産者をはじめ農協などの関係機関と連携した取組によって、優良な産地としての地位を築き上げてきたところでもありますし、米のブランド化は農業の振興だけでなく、まさに議員ご指摘のとおり、地域イメージの向上や観光などの振興にも結びつき、本町の活性化にとって大きな役割を果たすものと考えているところであります。

令和4年度からは、ふるさと応援寄附金を財源に新たに実施する農業応援チャレンジ事業によって、農産物の付加価値を高める取組など、新たな産地づくりにチャレンジする、意欲ある農業者の取組に対して支援を行ってまいりたいと考えております。

また、奈井江産と表示されたお米を町内外の多くの方々に消費していただきたい、これについてはもう私も全く同感でありまして、いろいろなことを模索しておりますが、

独自で精米施設を持って販売するという新たな環境整備には非常に大きな費用がかかるということで、これについては過去に農協さんともいろいろ議論をさせていただいた経緯もありますけれども、今のところ、残念ながら即座にこれは対応できるという用件ではないというふうに判断をしております。

また、輸出や米を使用した製品の製造販売に関しても、一定の量と品質の確保ということで、安定的な供給が求められる。奈井江町産米そのものの生産のロットというものがかなり限られている中で、高品質米として、ある程度定着している中で、現在の流通のほかに一定量確保するということが課題なんだということも、これも伺っているところでもあります。ですから、いろんな課題が今ある中で、そうは言いながら、やはりしっかりとPRしていくということが求められていくわけですが、米の需要や価格の低下、国における農業政策の転換など、様々な環境の変化に対応した新たな販路の確保。そして、多様な農業経営に向けた展開が今後必要であると考えているところから、引き続き、奈井江産米の生産基盤を守るために、農協など関係機関と連携して、ブランド化の推進に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目のふるさと納税返礼品を活用した奈井江産米のPRということですが、本町における、ふるさと応援寄附金における寄附額の約8割が奈井江産米の返礼品に対するものであり、改めてブランド力の高さを証明する結果となっているというふうに思っています。

現在、米の返礼品発送時にパンフレットなどを同封しておりませんが、寄附に当たっては、そのほとんどがふるさと納税のポータルサイトによるプロポーショナルを通じてPRが行われているということのようでもあります。

パンフレットを過去に同封して、こんなのいらんというような回答があったということが実はあるようで、いろんなことがあるということなんですが、しかしながら、議員ご指摘のとおり、生産者の取組に対するこだわりや熱意など、返礼品を通じて伝えていくということが、奈井江産米をはじめとして、本町のPRにつながる一つであるというふうに考えております。

1点目のご質問と関連いたしますけれども、昨年11月から本年1月にかけて、町民とメーカーのソニーですね、町民とソニーの社員による「まちの未来を考えるプロジェクト」ということを行ったところでもあります。

テーマの一つである、奈井江町の「ゆめぴりか」を有名にする取組について提案をいただきました。

提案については、奈井江産米としてのブランド化やふるさと納税を通じたPRなど、具体性の高い内容であったことから、今回いただいた提案を参考としながらも、今後、これをどういうふうに具現化できるのかということについて、検討していきたいというふうに思っております。ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

●議長

(10時54分)

遠藤議員。

● 4 番

ありがとうございました。

なかなか難しいということで、でも、私は精米施設を持つということは、砂川にあるパールライス、ああいうイメージはありません。あれまでと言ったら、本当にもう相当無理だということも分かりますけれどももう少し規模が小さくて、ふるさと納税返礼品用に向けてだとか、町内の飲食店の人たちに提供するだとか、例えば個人でもほしい人たちの場合には、どこかスーパーとかあるので、そういったところに置けるような、何かそういうことができれば、私はせめていいのかなというふうに思っていました。

今では毎年、生産組合では府県のほうに行って営業してきて頑張っているという状況も、いろいろとネットで見たりとかして、とても頑張ってやっているんだなという思いで見ているんですけど、やっぱりそんなことを思うと何とかこの米で、独自で米の販路を設けて、そして自主米が安い時期があったとしても、それでちょっと補えるような農業が安定した米作りができるような、そんなシステムができれば、私はいいなというふうに思ったので、こういうことを提案させてもらいました。

先ほど、米のPRのことでしたけど、生産者の人たちもやっぱり年中いろんなことをネットでいろいろとフェイスブックとか、あとインスタグラムとかにもアップしているので、そういうことをちょっとしたしおりの中でQRコードなどを使って、ぱっとそこに誘導できるような、何かそのようなこともあっていいのではないかと、ネットで多分いろいろと調べたりはしているんですけど、やはりちょっとしたしおりだったり、パンフレットだったり、よくよくそれを開いて見て、こんなこともやっているんだ、こんなことも大事なんだねということをゆっくりと見てもらえる、何かそういうものが提供できれば、ちょっと家族の中でも話し合う、いろんなきっかけみたいなものもできるのかなと思ったりして、ちょっとそういうものを作ってもらって、広めていけたらいいなというふうに思いました。

ついででちょっと悪いんですけども、町のPRについてちょっと添えたいと思いますけれども、特に、私たちの議会だより作っているんで、その中に「ようこそ奈井江町へ」というページを半分ですけど作っているんで、ここら辺では、府県から引っ越してきたとかいう人はおりませんが、地方から奈井江に来てよかったよとか、住んで、子育て支援とっても充実していて奈井江に住んでよかったという、やっぱりそのような声もたくさんいただいているので、そういうのをちょっとふるさと納税の返礼品の中にちょっとPRとして入れていくということも大事ではないかなというふうに思いました。

なかなか奈井江町の知名度が低いということもあるので、やはりいろんなそういったものを使って広めていく、ネットでもやっぱり頑張っている様子をたくさんの人に周知する。何かそんなことが大事だなと思いましたので、質問させてもらいました、これまで話したことについて、町長、一言お願いしたいと思います。

● 議長

(10時58分)

町長。

●町長

遠藤議員の思いは本当に熱い思いが本当に共有するところでありまして、私もいろんな形のことを模索していかなければならないのかなというふうに思っているということで、先ほどの竹森議員の質問にもありましたけれども、農業というのが恐らく、これから何回も皆様の答弁の中でも、私も申し上げます。

奈井江町は、こういう大規模経営の稲作だけですよとかということじゃなくて、いろんなものが展開していかないと、それぞれの農家さんが張りを持ってやっていけなくなると同じように、奈井江町のいろんな個性がある町なんだということをしつかりとPRしていくということが必要で、そのツールとして、今、ふるさと納税返礼品とか、いろんなものを活用していくということがあるんだろうなと思っています。

先ほども申し上げました、ソニーの皆さんとか、ほかの皆さん方からまさに外から見た奈井江町、そして、その中にも培った魅力があるんですよということのご提言もいただいていますから、これらをどうやって生かしていくのか、また、十分内部でも当然検討しますし、それは力としてはまさにこの間のソニーとの懇談もそうですけれども、町民の皆さんが参加していただくことによって整備されてきたものというものがいっぱいあるものですから、協力をいただきながら進めていきたいと思っています。

●議長

(10時59分)

遠藤議員。

●4番

答弁は求めませんが、米作りには消費者から選ばれる米作りと、また産地として生き残るために、戦略を持って行きたいものだなというふうに思っています。

また、ちょっと転作の関係ですけれども、将来は麦や大豆、そういったところにも、奈井江にはターミナルがないということで、生産者の人たちはちょっと不便を感じていると、そんな現実もあるものですから、将来に向かって、こんなようなことも支援していただいて、農業の活性化に何とか私たちも協力しなければならないと思いますし、町のほうとしてもいろいろと支援していただきたいと思って、質問を終わります。よろしくをお願いします。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

ここで、この時計で10分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時00分)

●議長

(11時09分)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、総括質問を行います。

4番遠藤議員。

● 4番

すみません。先ほど私質問いたしまして、質問の中で政府米とってお話をしてきたんですけれども、政府米ではなくて自主米として訂正したいと思っておりますので、お願いいたします。

● 議長

このように訂正いたします。

(5. 2番大関議員の質問・答弁)

(11時10分)

● 議長

引き続き、総括質問を行います。

2番、大関議員。

(2番 登壇)

● 2番

それでは、私から大きく2点について伺いたいと思います。

1つ目は、町長について伺います。

将来の空き家対策について伺いたいと思います。

生涯活躍のまちについては、中高年齢者の移住に視点をおいた施策から全世代を対象とする分野横断型の施策に制度が変わり、これまで進めてきた移住定住対策や、地域包括ケアシステム取組を含めた事業展開が可能となったとあります。

また、その後も事業展開していく上では、地域再生推進法人を設置して活動していくとの説明を受けています。

様々な問題や課題に対して取り組むようではありますが、その中の一つに住まいの幸せ循環システムの構築というのがあります。空き住宅の対策のようですが、当町も冬期間になると屋根雪の状況や除雪してないなどにより、空き家がよく分かるようになりますが、かなり増加している印象があります。

平成30年の住宅、土地統計調査によると、直近5年では全国約6割の自治体で空き家率が上昇し、全国の住宅戸数6,141万戸の13.6%、849万戸が空き家ともいわれています。少子高齢化が原因といわれています。

このため政府では、行政が一定の措置を取ることが出来る通称、空き家対策特別措置

法を制定し、2015年から施行しています。

自治体が調査し問題がある場合は、特定空き家として指定するための制度であります。改善勧告や命令を出したり、行政代行執行により解体できるようになりました。

当町でも、空き家対策については今までも取り組んできておりますが、1つ目については、町とこの地域再生法人がどう関わりを持つか、また、今後の進め方について伺いたいと思います。

2つ目は、具体的に当町の総住宅戸数のうち何戸が空き家か、また、特定空き家を指定していれば、その戸数についても伺いたいと思います。

●議長

(11時13分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関委員の住宅空き家対策についてのご質問にお答えをしてみたいと思います。

町では、これまで新築住宅の建設や中古住宅の購入助成などを行い一定の成果を上げてきましたが、その一方で、施設等への入所や長期入院、相続人が遠方において管理できないなど、利用されずに放置されている空き家も多く見受けられ、可能な限り良好な状態のうちに、有効活用できる仕組みづくりが、防犯上や環境面からも必要となっております。

これらの様々な課題を解決して、全世代の町民が居場所と役割を持ち、活躍できるまちづくりを進めるため、奈井江版生涯活躍のまちの事業に着手するとともに、空き家対策についても、住まいの機能を充実するための重要課題の一つと考えております。

1点目の地域再生推進法人との関わりと進め方についてですが、奈井江版生涯活躍のまちで計画している空き家の利活用については、地方創生推進交付金を活用した先進事例として実績を上げている鳥取県南部町の空き家一括借上制度、これを参考にしながら、制度設計を進めております。

そういう状況でありますけれども、事業の進め方は、地域再生事業の担い手に公的位置づけが付与される地域再生推進法人としての設立予定でありますまちづくり会社を指定し、町が業務委託を行い、町から業務委託を受けたまちづくり会社は、空き家所有者から固定資産税相当額程度で住宅を借上げ、水回りなどの住宅リフォームを実施し、入居者の募集を行い、そして、原則10年契約で移住希望者等に貸出しをするというような流れの事業であります。

この制度の特徴としては、空き家所有者のリフォーム費用でありますとか、固定資産税の負担がかからないこと、そして、入居者は低廉な家賃で一軒家に住むことができることなど、住宅の貸し手、借り手の双方に大きなメリットがあることから、空き家増加

の抑制に一定の効果があるのではないかと考えています。

そして、さらに中古住宅のリフォームや、住宅管理の業務を通じた地域内の経済循環の創出も期待できることから、まちづくり会社と地元事業者との連携、協力による新たなビジネスモデルが構築できるよう、十分な検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

2点目のご質問にあります町内の空き家、特定空き家の戸数ですが、平成29年度の空き家調査時点であります。固定資産の概要調書による総住宅棟数は1,761棟、そのうち空き家が86棟、また、特定空き家の基準に該当する空き家は、空き家86棟のうち9棟と把握しておりますが、調査後4年が経過していることから、令和4年度に空き家の実態調査を行うとともに、防災、衛生、景観などの観点から、地域住民に与える影響を最小限に抑えることを目的に、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等対策計画、これを策定して空き家対策の効果的かつ効率的な推進を図ってまいりたいと考えているので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

(11時17分)

大関議員。

●2番

ただいまの答弁で、空き家対策の事業については、行政でやってもなかなか進んでいけないということで、今回、交付金を利用しながら民間法人に事業を委託していくということで、借り手、貸し手、相互にメリットがあるということであまり進むことを期待したいと思っております。

再質問ですが、この民間法人を立ち上げて、ほかの課題もそうですが、この法人を立ち上げて進めることについて、町長の思いを伺いたいと思っておりますけれども、空き家はなぜ起きるかという、やっぱり先ほど町長も述べたとおり、少子高齢化によって人口減少社会が加速する中、単純に総住宅数が総世帯数を上回り、その差が徐々に開いていることが大きな理由の一つであります。また、介護施設の利用が増加し、もともと住んでいた家が空き家となって残されることもあるそうです。

空き家の取得理由の一つが相続だということで、相続されてから時間がたつと関係する被相続人がどんどん増えて、解体や売却の難易度が上がるので早めの対処が必要ともいわれています。

また、一方で税制上の特例もありまして、固定資産税には宅地に対する優遇措置があります。建物を解体して更地にすると対象外になるということで、税負担を少なくしようとして、そのまま放置することも空き家の原因の一つと言われております。

当町としても、空き家対策、当町は分からないですけど、各自治体では空き家バンクというのを創設していますけれども、これもなかなか進んでいないということであります。

先ほど言われたとおり、これまでの移住定住対策も効果があったと思っておりますが、空き

家が減ってくると、やっぱり町の印象も変わって新たな人の流入も予想されますので、非常に空き家が減るといいことだと思います。

先ほど言ったとおり、この法人を設置してこの事業に対して進めることについて、町長の思いを伺いたいと思います。

●議長

(11時19分)

町長。

●町長

今ほどの大関議員の再質問でありますけれども、基本的に、今、議員が整理していただいたとおり、背景として税制の問題でありますとか、相続の問題でありますとか、いろんなことがあって、そして内地府県と違って、とりわけ北海道だけではないんでしょうけれども、過疎地においては資産として家屋ですとか土地を子々孫々承継していかなければならないという思いが、やっぱり薄いということであれば、これは除却をしていくのかというようなことを考えて、少しでも早く手放したいとかいろんな思いがあると思うんですね。

そういう背景がある中で、これを活用するということは、結局は移住ですとか、定住ですとかの促進を図る以外には、なかなかないのかなというふうに思っています。そうでなければ、人口減少が進むわけですから、間違いなく除却に頼るしかないことになってくると思うんですね。

そういう意味で、この生涯活躍の町の中でまちづくり会社を設立して、いろんな魅力あるまちづくり事業をやるということで、定住移住を促進し、あるいは奈井江町から離れている方を少しでも抑制するというようなことが進めば、結果として空き家が少しでも少なくなるということにつながっていくのかなと思います。

そういう意味では、やはり行政が今までやってきた中で、奈井江町だけではなくてほかの町も含めて、いろいろなことを挑戦してきているんですけれども、そこがなかなか機動的に動かないというようなことがあって、先進事例として、今、私どもは南部町に学んでいますけれども、ニセコ町でありますとか、東川町でありますとか、道内でも模範事例がいっぱいあります。それらのところを勉強させていただきながら、奈井江町も行政で手の届かない機動的なまちづくりのツールとして、まちづくり会社を活用できないかということで、今、事業を進めさせていただいているところです。

ぜひ、ご理解をいただいて、皆さんもこれをうまく利用するというようなことで、ご助言、ご提言をいただければと思っております。

●議長

(11時21分)

大関議員。

●2番

よく分かりましたので、ぜひともこの民間会社の力を利用して、第一の空き家問題の対策、しっかりと対策を解決してまち・ひと・しごとの好循環が生まれるよう期待して1点目の質問を終わりたいと思います。

2点目につきましては、コミュニティ・スクール設置について、教育長に伺いたいと思います。

2004年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、学校を管理する教育委員会の判断によって、公立学校に学校運営に関して協議する機関として、コミュニティ・スクールを個別に置くことが可能になったとあります。

しかし、なかなか導入が進まず、2017年4月から努力義務となっているところで

す。目的については、教育の課題は地域によって異なりますが、地域の声を反映し、地域にぴったりの学校になるようともに考えていこうとのこと

です。また、新学習指導要領では、これまでの学力重視からコロナの影響もありますけれども、社会の変化に対応し、生き抜くために必要な資質、能力を備えた子供たちを育むと

あります。私個人的な感じですが、奈井江町の教育体制については、非常にうまくいっていると感じております。ですから、このコミュニティ・スクールの必要性を余り感じないですけれども、次の3点について教育長に伺います。

1点目は、コミュニティ・スクール設置に伴う検討委員会のメンバーをどのように決定するのか、お聞きします。

2つ目は、当町においてのコミュニティ・スクールのメリット、デメリットについて伺います。

3点目は、当町において、このコミュニティ・スクールの必要性について伺いたいと思います。

●議長

(11時24分)

答弁を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

私が物心ついたときの奈井江町の人口は8,000人から9,000人で、しばらくの間7,000人台が続いておりましたが、現状は約5,000人です。本町のまちづくり計画においても、人口が右肩上がりということにはならず、人口が減っても活気あるまちづくりを行うとしております。

教育についても同様であると考えております。

大関議員や私が中学生のときの学年は3クラス、私たちの前後には4クラスの学年もあり、各学年ごとに100人を超える生徒がおりました。一方、現状はといいますと、中学校の全校生徒数が100人を切るという状況であります。当然、これに連動して教員の数も減り、保護者の数、PTAでご活躍いただく人数も少なくなりであります。

少子化の中、活発で効果的な学校の運営を行うためには、どうしても郊外の地域の力が必要となってきます。ですから、奈井江町のコミュニティ・スクール（以下CS）ということで、略称で申し上げたいと思いますが、地域の力を学校に傾注していくことが必要で、どんな組織でどんなことを協議していくかについての議論も町内の各界各層、多様なメンバーにご協力をいただいて検討することが必要と考えております。

そこで改めて、1点目の検討委員会のメンバーであります。この後、私を含む5名で構成する教育委員会で十分協議の上、決めていきたいというふうに思っておりますが、現状、私の私案としては、学校や保護者はもちろんのこと、幅広い年齢構成も意識をしながら社会教育委員や文化連盟、スポーツ協会のほか、田植えや稲刈り、企業見学など、既に校外学習にも携わっていただいております農・商・工・福の関係者の皆様、そして教育を受ける当事者である児童生徒たちにも多数参画をしていただきたいと思いますと考えております。

また、会議の運営に当たっては、北海道のCSアドバイザーにも助言を受けたいというふうに思っております。

次に、CS設置のメリットとデメリットであります。メリットといたしましては校長職の赴任サイクルが二、三年という現状にあって、CSは校長が作成する学校運営の基本方針に町民が意見を述べるができるため、持続的に奈井江町の地域性や町の優れた点などを反映した学校運営が行われること。

協議の段階から町民が参画をするので、実際に授業を行う際に地域の支援が得られやすくなり、ひいては子供たちの学びの範囲、質が広がることが考えられます。

また、一方でデメリットとして考えられるのは、ほとんどないというふうには考えておりますが、強いて言うなら、しっかりとした意見集約や調整を行うことに比例をして時間を要してしまいますので、これについては冒頭述べた地域の力で学校を支えていくという点では、時間がかかることも必要なことではないかというふうに捉えております。

3点目の町内における必要性について、幾つか述べたいと思いますが、1つ目としては、過日、町政執行方針で三本町長から自治基本条例の原点に立って町政を進めるとの演説がなされたところでありますが、教育についても同様であります。

各事業が単発でということではなく、体系的に議論され、その協議に町民が参入するという事は、開かれた教育行政、学校運営を行っていくためにも重要なことと考えております。

2つ目は、既に授業で行われている様々な取組のほか、今後、本町でも議論が必要になってくるものがあるという点であります。例えば、今日的な課題として、これから土曜、日曜の部活動については、先生以外の人が行うというようなことも上げられます。

3つ目は、やや裏テーマのように感じるかもしれませんが、スポーツ協会や文化連盟の加盟団体の活動がコロナ禍を差し引いても、かつての活動と比べてかなり縮小化している状況にありまして、会員の高齢化について、起因しているのではというふうに考えてございますが、CS導入後、学校から社会教育や社会体育の側の方に新たなサポートの必要性を訴えるとき、既存のサークル活動などにおいて、いい意味での再構築の議論の喚起が行われるのではないかとということも考えられます。

大小申し上げましたが、このような点などから必要を感じているところでございます。これからのCSの設置の議論について、ご支援をいただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

●議長

(11時30分)

大関議員。

●2番

大体分かりました。

それこそ、教育長の年代と私は似たような年代ですけど、それこそ同級生が本当100人いたときなので、それもやっぱり四、五十年前になりますので、教育の体制も変わって当然かなと思います。

先ほど言ったとおり、教育長からあったとおり、メリットについては様々ありますが、デメリットについてはないということでありまして、いろいろネットで調べると、このコミュニティ・スクール導入に向けて、明記されていることはきちんとあるんですね。学校運営の基本方針を定めるですとか、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができるですとか、意見を教育委員会または校長に述べるができるとかあるんですけども、ここに明記をされていないところは、先ほど教育長も話していましたけれども、地域住民の声を学校に対して説明するですとか、学校と地域の共通理念をつくるですとか、やっぱり今まで以上に結びつきを強くしていかなければなかなかうまくいかないと思いますので、全ての人に教育にかかわっていただくということが非常に難しいかなと思います。

これもネットで調べたんですが、人工知能AIの導入によって、これからもう給料が下がる仕事というのも書いてあるんですね。だからAIが人間に取って代わるということで、例を上げますと歯科医師ですとか、税理士ですとか、大工ですとか、これらはAIに取って代わられるということでもう出ています。

それから、小学生ですけども、なりたい職業ランキングでいくと、1位はもうユーチューバーということですよ。昔あったプロスポーツは、まだ2位にいますけれども、3位は外交官で、やっぱり資格等々が要らないような職業が上位に上がってきて、4位はイラストレーター、6位はゲームクリエイターですので、やっぱり我々の子供の頃とは、ちょっとというか、かなり変わってきているのは、目に見えて分かります。

先ほど言ったとおり、コミュニティ・スクール立ち上げについては、役員だけが頑張

ってもだめだと、うまくいかないと思いますので、ぜひとも地域住民がしっかりと参加できるように取組にしていきたいと、教育長も考えていると思いますけれども、この設置に向けて、教育長このコミュニティ・スクール導入に向けた教育長の意気込みについて伺いたいと思います。

●議長

(11時33分)

教育長。

●教育長

前任の教育長から1年半の任期を引き継いだ際に、申し送りされた最優先事項にこのCSのことがあったのでありますが、私の1年半の任期を俯瞰したときには、計画期間の終了が迫っていた教育ビジョンを優先させた形を取らせていただいております。

それは、この後も含めて様々なものを創設したりとか、再構築していくためには、各界各層のたくさんの町民の方に町の教育施策を隅々まで見回していただいて、全体を知っていただいて、その上で教育全般について議論していただくことが必要だというふうに思ったからであります。

ビジョンに関わっていただいた本当にたくさんの委員の皆様には、本当に大変だったと思うんですけども、とても好意的に毎回毎回熱心な議論をしていただいたのかなというふうに思っております。

次年度から、CSも含めた町民議論を行っていくことのプラスにもなっているというふう実感をしてございます。鉄は熱いうちに打てという言葉を用いるのであれば、鉄を熱くすることができているし、打とうとする鉄はまだ熱いままなのかなというふうに思っております。

すぐに取り組めるものだったりとか、協議に時間を要するもの、本当に様々なのですが、教育委員の皆さんや町民の皆さんとともに議論を重ねて、私も熱量を上げながら、とんかんとんかんというか、がんがんというか、いっぱいいろいろ打ち込んでいきたいなというふうに思っております。どうぞご支援のほど、よろしく願いいたします。

●議長

(11時35分)

大関議員。

●2番

教育長の意気込みを伺いましたので、再々質問はありませんけれども、このコミュニティ・スクール導入に向けてちょっと課題になるのが、監査機能がないということが指摘をされていますので、取り組んでからの後、どこかでチェック体制をしっかりとできるような方向性にもって行って、教育行政がさらにうまく展開することを願ひまして、私からの質問を終了したいと思います。

●議長

以上で、大関議員の総括質問を終わります。

(6. 6 番笹木議員の質問・答弁)

(1 1 時 3 5 分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

6 番笹木議員。

(6 番 登壇)

●6 番

6 番笹木利津子です。

通告に従いまして、令和 4 年度町政執行方針、教育行政執行方針から町長、教育長にお伺いいたします。

初めに、子育て支援の充実から産後間もない母親の健康状態を確認する産婦健診の実施概要についてお伺いいたします。また、3 歳児健診の視覚検査に屈折検査機器の導入とありますが、医師などの手配や導入予定について、2 点町長にお伺いいたします。

産婦健診事業の目的については、産後鬱の予防や虐待予防を図るため、産後 2 週間、また 1 か月など、産後間もない時期の産婦に対する健康診査の制度ですが、産後の初期段階における支援を強化するものであります。

産後 1 か月頃、育児に苦戦したことは、出産されている方は皆さん経験あることだと思います。まずは自分の体が産前の状態に戻ってきているのか、母乳の状態や気分の落ち込みなどで悩んでいないか、精神的なストレスやトラブルを抱えていないかなど、妊娠中から産後 1 年以内に発症する鬱病を周産期鬱病と呼びます。全体で 10% から 15% のお母さんが、産後鬱に鬱を発症すると言われております。お母さんがこのような状態で、子供を健やかに育てていくことは大変難しいことです。

妊婦さんは正常に経過し、何の異常もなく生まれることが当たり前のことと思われております。しかしながら、妊婦さんの高齢化が著しいこと、低体重児の増加などから、見守りをしていけばよいという分娩は減少しております。

近年の出生率は、全国で 100 万人を割り、減少傾向にあります。少子化の進行や共働き家庭の増加、地域社会におけるつながりの希薄化など、大きな環境の変化で妊娠、出産、育児への負担感、不安感が増大する中、奈井江町として新たに取られる産婦健診は、お母さんの心と体の健康をチェックする大事なイベントです。

そこで、この産婦健診の概要についてお伺いいたします。併せて、1 回 5,000 円ほどかかる健診助成について、お伺いいたします。

次に、3 歳児健診視覚検査の屈折検査機器の導入についてお伺いいたします。

私は、令和2年第4回定例会で、3歳児健診における弱視早期発見の視力検査において、フォトスクリーナーの導入を町長にお伺いいたしました。

子供の目の機能は3歳までに急速に発達し、6歳ぐらいでほぼ完成する。家庭での視力検査に対して、啓発や説明文、アンケート、検査キットの工夫などの活用で、視覚異常の早期発見に努めているとの答弁でありました。

しかしながら、3歳児健診での目の検査で異常がないと判定されたお子さんが、就学前に弱視と診断されたという報告もあり、現行の検査では子供の状態に左右されやすく、保護者が子供の目の異常に気づきにくいなどの課題が見られたようです。

これらの課題に踏まえ、昨年11月日本眼科学会などから、首長宛に3歳児健診への視覚検査導入に関する要望書が届けられました。眼科学会として、50人に1人が弱視であるとされ、中でも屈折異常による弱視を見逃すケースが問題とされております。ただ、コストや検査時間の長さなどに阻まれ、導入が進まなかったとされております。

これらの意見、状況を受け、厚生労働省が本年2月28日、3歳児健診の視覚検査に関する体制整備への協力について、日本弱視斜視学会へ依頼分を出されました。屈折検査においては、片眼性の弱視等を検出するのに有用であることから、令和4年度予算案において、市町村が屈折検査機器等の整備を行う際に、活用可能な補助事業を創設されました。

私としては、町に対して提案させていただきましたが、1年余りできちんとして動きが出たことをうれしく思っていますし、補助事業の創設からわずかの時間で、町として実施していただけることに大変感謝しております。また、導入に当たっては、必要に応じた体制整備など、いろいろ様々あろうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

そこで、これらの検査に携わる医師の手配やいつ頃導入されるのか、町長にお伺いいたします。

●議長

(11時41分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員から子育て支援に関する質問であります。

とりわけ産婦健診のことと3歳児健診の視覚検査ということですが、まず1点目の産婦健診の重要性と実施の概要ということですが、今ほど、もう議員が全部整理していただいたとおりですけれども、重複するかもしれませんが、産婦健診につきましては、産後2週間もしくは1か月など、出産後まもない時期の産婦に対して医療機関等で実施する健康診査で、従来は母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握などを主な目的として実施されてきましたけれども、近年は少子化、核家族化等によって、子育てが孤立しや

すい環境になっている上に、現下の新型コロナウイルス感染症の影響によって、出産時の入院も家族が付き添うことができずに、1人で出産に臨まなければならないような妊婦の精神的なストレスが非常に高く、かつ産後鬱の発症や新生児への虐待につながることも懸念されているというようなことでありますから、そういうようなことから産婦健診において、母体の回復や授乳状況だけではなくて、精神状態の把握を的確に行って、産後の初期段階における母子への支援を強化することが非常に重要だということでもあります。

さらに、従来自己負担において実施されてきた産婦健診の費用を助成することで、子育て世帯への経済的負担の軽減につながるのではないかと考えているところであります。

産婦健診は、出産した医療機関において行い、主な実施内容は問診、診察、体重、血圧測定、尿検査、客観的なアセスメントを用いた精神状態の把握であり、検査の結果、支援や治療が必要となった場合は、産婦の同意を得た上で市町村に電話連絡等でありますが報告をして、その後市町村によって必要な支援を継続する体制となっており、速やかな産後鬱等の対策につながるものと考えているところであります。

何よりもこのことは医師と市町村の保健師等が産婦に関する情報を共有することで、産婦にとってより大きな安心を与えることができるのではないかなというふうに、私自身捉えているところでもあります。

現在、奈井江町では、出生後できるだけ早期に新生児及び産婦後も行っており、産婦の身体的、精神的状態を含めた健康状態を把握し、支援を行っておりますけれども、今後は、今ほど申し上げたとおり、医療機関から身体的な検査結果や産後鬱のリスクを含めた精神的な情報を得ることができるよう、このことをもって、さらに具体的な保健指導や支援に生かせるよう、医療機関との連携を図って支援体制を強化していきたいと努めてまいります。

経費等の関係ですが、先ほど申し上げましたが、1回当たり5,000円程度の経費がかかるということで、医師からの指示で2週間後に来なさいというようなことで指示を受けた方は、もう一度検査をしなければならないそうです。

その方については2回の健診が必要だということでもありますし、順調で1か月後でいいよという方については1回でいいようです。

そういうようなことについても、この1回、あるいは2回の経費について、全額を町費で負担していきたいというふうに考えているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

さらに、2点目の3歳児健診の視覚検査に係る医師の手配、または機器の導入時期等の関係ですが、これもまさに本当に議員が整理していただいたとおりでありますが、子供の目の機能は生まれてから発達を続けて、6歳にほぼ完成をするけれども、強い屈折異常や斜視があると、目の機能の発達が遅れて、十分な視力を得られないことがある。そういうようなことから3歳児健診において、視力検査や目のアンケートに基づく視覚検査のスクリーニングを実施してまいりました。

以前、導入を検討いたしましたフォトスクリーナーは、検査方法、手技、技術ですね。

そういうものが正しくないと、かなり陽性率が高くなるといった眼科医からの指摘もあって、今後の研究結果、情報を踏まえた上で、眼科医、小児科医と協議を行っていくこととしておりました。これ過去に議員のご質問にそういう答弁をさせていただいたと思っております。

現在、さらに精度の高い手で持てるサイズの屈折検査機器が開発をされて、スクリーニングの精度が上がったことで、厚生労働省は各自治体に3歳児健診における屈折検査の導入を促すこととして、令和4年度から機器を購入した2分の1を補助するというような方針が示されました。

今回、導入予定のスポットビジョンスクリーナーは、1メートル離れた位置から子供に機器を向け、ピントが合うと自動測定されるもので、両眼同時に屈折等、いわゆる遠視ですとか、近視ですとか、乱視ですとかそういうものが測定ができて、検査時間も数秒以内で終了するというので、要は子供さんに対して検査が受けやすいということですね。測定者の技量、技術的なテクニックだとかそういうことに左右されないというような利点もあって、自動判定機能付きであるため、異常値の場合は検査結果表に反映されて、その結果に基づき小児科医から精密検査の有無を判断して、眼科受診が進められるとそういうような流れになっているようであります。

協力をいただく医師ですけれども、現在、当町の3歳児健診は砂川市立病院小児科医師の協力の下で実施をしており、このスポットビジョンスクリーナー導入についても、小児科医師も積極的に推奨していただいた経緯がございます。導入の際には、小児科医師にご協力をいただきながらスクリーニングを実施し、視覚異常の早期発見、早期治療につなげていきたいと考えています。

また、導入時期についてですが、年度当初、早い段階で購入の手続きを進めてまいりたいと考えておりますが、国の補助が導入されたことで、一定数の自治体が導入を検討しているようであります。

現在、これも情報というか、うわさ話みたいなことかもしれませんが、まさに半導体不足ということで、検査機器が品薄になっているんだそうです。本当にいろんなところで影響が出ているんですが、そういう流通状況も確認しながら、いずれにしても少しでも早い時期の導入に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

(11時49分)

笹木議員。

●6番

ただいま、町長から産婦健診の助成、それから導入、医師等の手配、様々答弁をいただきました。何よりこの産婦健診を実施していただけることが本当にありがたいなと思っております。

前回の定例会ですか、不育治療のことでも質問させていただいたんですけれども、

様々なことに大きくつながっていくのかなというふうに思っております。

一番大事なのは、今ほど町長もおっしゃいましたけれども、その出産した病院で産婦健診を受けるわけですが、この受けた情報がしっかり町の保健師さんなりに情報共有をしっかりといただいて、その産婦健診が実りがあるような形になっていくことが望ましいのかなというふうに思っていますし、また健診の助成ですけれども、2週間で来なさいというお母さんは、多分1か月後でいいですよという方よりもちょっと要注意という方なんだと思います。そういう方に対しても手厚く町として全額負担をしていただけるといことで、これも本当にありがたいと思っています。

今ほど、屈折機器のことでも答弁いただいたんですが、国全体もそうですが、奈井江町においても決して出生率が高いわけではありません。少ない子供さんで多くのお金を使って、様々な手当てをしていただくわけですから、私にもちょっと嫌なことも耳に入ることもあるんです。でも、少ない子供であっても親にとっては本当に新しい、うれしい、新しい命の誕生なんですね。ですから、子供たちの健やかな成長を願うと同時に、子育て支援策に本当に前向きに取り組んでいただいていることに感謝をして、質問を終わりたいと思いますが、ただ、1点、小学校、中学校で健診を受けて再診が出て、親御さんだと思うんですけども、子供に再診が出ている状況でも再診を受けられないという結果を、私自身はもう本当に驚いているんですが、特にこの眼科の健診の再診は、絶対受けなくちゃいけないですよ。3歳ぐらいの目の病気というのは、本人は全く不自由を感じないそうなんです。そんな中で再診と出た場合に、本当に1人も漏れなく検査を受けていただくように、しっかり手当てをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで質問は終わります。

次の質問に入ります。

生涯にわたる学びの推進から、中学校の校内図書室の環境整備と読書活動の推進について、教育長にお伺いいたします。

我が子にはなるべく本を読ませたいと思う反面、なぜ読書が必要なのかとの子供からの問いに、親としてどう答えていいのか困ってしまうということがあるのも現実です。

子供が自ら納得して読書をしたと思うような環境の整備を幼児期から整えるための施策として、現在、奈井江町としても乳児のブックスタート、3歳児のブックセカンド、5歳児のブックサード事業に積極的に取り組んでいただいているところですが、子供の読書習慣は自主性が大切だといわれます。

特に小学校高学年、中学校になるとことさらです。活字への苦手さをなくすために、どうすればよいか大きな課題だと思います。文部科学省が昨年7月、令和2年の学校図書の現状に関する調査を公表しました。学校図書の1人当たりの年間貸出数、小学校で49冊、中学校で9冊、高校では3冊と中学校以降の読書離れが顕著です。

来月4月23日は、2001年に子供読書の日と定められ22回目を迎えます。また、23日から5月12日までは子供読書週間と、各地図書館、拠点などで催しや取組が多く行われます。この間、多くの場面で、特に年少期や少年期の読書の大切さについて、

たくさん耳にしてきました。

そこで、新年度事業の校内図書室の環境整備をどのように実現するのか、図書管理、蔵書の点検、本の廃棄、読書指導、読書計画など、作業量を考えると大変なことかとは思いますが、子供たちが読書に興味を持ち、1冊の本を手取るきっかけになることを期待しております。

確かに図書館の機能は、直線的に学力の向上をもたらすものではないかもしれませんが。しかし、読書環境の充実と読書実行の効果は、朝の読書運動を例に出すまでもなく明らかです。新たに実施される校内図書室の環境整備と読書活動の推進に大いに期待をして、教育長への質問とさせていただきます。

●議長

(11時54分)

答弁を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

昨年末に策定をした新教育ビジョンでは、生涯学習の重要な施策の一つとして、読書を掲げてございます。

また、教育委員会では、今、ご紹介をいただきましたが、かねてより読書の推進を図るため、とにかく読書は楽しいというふうなことを感じ続けていただきたく、乳幼児期から就学期へとつなぐ習慣化も有効というふうに考えて、ボランティアにも多数支えてもらいながらブックスタート、セカンド、サードの3段ロケットをするなどしておりますが、他方で本町の子供たちの1日当たりの読書時間の現状は、今ほど冊数でご紹介いただきましたが、時間でいきますと小学校の児童は1日10分未満が43%、このうち全く読まないと回答しているのが25%です。中学生になると10分未満が60%で、このうち全く読まないと回答しているのが44%になります。

子供の読書は、まずは楽しいということがあると思いますが、そのほかにも言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにする大切な活動であり、一方過日の大学入試でも国語ではない数学の試験で、長文を読み込めないと回答ができないという問題が出題されるなど、進学の間でも読解力などを養うことが重要であります。今ほど申し上げたように、成長とともに読書離れが進んでいるという憂慮すべき事態になってございます。

さて、図書室に関わる過年度の実施事業について振り返りますと、平成27年には教育委員会の司書が小学校と協議をしながら、学校図書室の全面的な環境整備を行っております。一方、平成29年の中学校での取組は、諸般の事情があったからと思っておりますが、一部の蔵書の除籍、本の廃棄にとどまったようであります。

そこで、まず新年度においては、奈井江中学校図書室の蔵書全体の分類と除籍、購入する本の選書とPR方法の検討に加え、現状、昼休みのみとなっている開館時間の改善

などに取り組み、次年度さらに利用されやすい図書室づくりについて、生徒会の担当する文化委員の皆さんとともに作り上げていきたいというふうに考えております。

またこの際、マンパワーが必要になってくることから、新年度に司書の資格を有する地域おこし協力隊1名を雇用し、町の図書館司書とともにこの難題とっていいと思っているんですが、この難題に取り組みたいと考えておりますのでご支援をよろしく願いたいと思います。

以上、答弁といたします。

●議長

(11時58分)

笹木議員。

●6番

今ほど教育長に答弁をいただきましたが、本当に地域おこし協力隊プラス図書館司書の方に本当に全力で頑張っていたいて、本当に難問ですけれども着実に進んでいけるようお願いをしたいと思います。

今ほど町長に詳しく施策について伺いましたけれども、これ私は個人的な考えなんですけれども、親が子供の前で読書をする姿を見せる。私はもうずっと、1人ですが育てる中で、これはずっと自分で思ってきたことで、これ実行してきたことなんですけど。大変難しいことですけれども本当に大事だと思うんですよね。ですから、子供さんの読書を推進するということも大事ですが、親御さんに対しても本を読みましょ。子供と一緒に読書をしませんかというような啓発も、また大事なのかなというふうに思っています。

いずれにしても、私も本に親しむことの重要性も、今までも読み聞かせ等々も含めたりいろんなことをやっていく中で、本当に重要だと思いますが、今後もどんな形でか、発信していきたいなというふうに思っています。

ちなみに、今年2022年の読書週間の標語が「ひとみキラキラ本にどきどき」なんだそうです。何かこの標語凄くいいなと思って、ひとみキラキラ本にどきどき。ぜひ、そういう本はこういうものなんだよという思いに、子供たち1人でもなってくれたらうれしいなとそんなふうに思います。

時間はかかると思いますが、根気強く読書好きな子供が増えることに努力していただくことをお願いをし、質問を終わります。

以上です。

●議長

笹木議員の総括質問を終わります。

以上で、総括質問を終わります。

お諮りします。議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月10日から15日までの6日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月10日から15日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。大変ご苦労さまでした。

(12時01分)

令和4年第1回奈井江町議会定例会

令和4年3月16日（水曜日）

午前9時58分開会

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第11号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 奈井江町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第14号 奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第15号 奈井江町農産物加工実習室の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第16号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 令和4年度における奈井江町体育館大規模改修事業による休館期間中の公民館使用料の特例に関する条例
- 議案第 6号 令和4年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第 7号 令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 議案第 8号 令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 9号 令和4年度奈井江町下水道事業会計予算について
- 議案第10号 令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第 3 議案第19号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第20号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第21号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 意見案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書
- 第 5 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議
- 第 6 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 7 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第 8 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町長	三本英司
副町長	碓井直樹
教育長	相澤公
企画財政課参事	小澤克則
総務課長	辻脇泰弘
会計管理者兼会計課長	横山誠
町民生活課長	田野義美
建設環境課長	加藤一之
産業観光課長	石塚俊也
保健福祉課長	鈴木久枝
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
建設環境課課長補佐	石川裕二
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
保健福祉課課長補佐	遠藤友幸
企画財政課課長補佐	井上健二
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本静
議会庶務係長	東藤美妃代

開議

●議長

皆さん、おはようございます。

議会最終日、出席大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番遠藤議員、5番石川議員を指名いたします。

日程第2 12議案一括上程

●議長

日程第2

議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

議案第12号「奈井江町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第13号「ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」

議案第14号「奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」

議案第15号「奈井江町農産物加工実習室の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」

議案第16号「奈井江町特定教育・保育施設及び特地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議案第17号「令和4年度における奈井江町体育館大規模改修事業による休館期間中の公民館使用料の特例に関する条例」

議案第6号「令和4年度奈井江町一般会計予算について」

議案第7号「令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 8 号「令和 4 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」
議案第 9 号「令和 4 年度奈井江町下水道事業会計予算について」
議案第 10 号「令和 4 年度奈井江町町立国民健康保険病院事業会計予算について」
以上、12 議案を一括議題といたします。

12 議案につきましては、予算審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会審査結果報告書。

予算審査特別委員長より、下記のとおり予算審査特別委員会審査結果報告書の提出があったので、これを付議する。

令和 4 年 3 月 16 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議件名、議案第 11 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」、議案第 12 号「奈井江町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 13 号「ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」、議案第 14 号「奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」、議案第 15 号「奈井江町農産物加工実習室の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」、議案第 16 号「奈井江町特定教育・保育施設及び特地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第 17 号「令和 4 年度における奈井江町体育館大規模改修事業による休館期間中の公民館使用料の特例に関する条例」、議案第 6 号「令和 4 年度奈井江町一般会計予算について」、議案第 7 号「令和 4 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」、議案第 8 号「令和 4 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第 9 号「令和 4 年度奈井江町下水道事業会計予算について」、議案第 10 号「令和 4 年度奈井江町町立国民健康保険病院事業会計予算について」。

(1) 審査の経過、委員会開催日、令和 4 年 3 月 10 日、11 日。

(2) 審査の期間、本定例会会期内。

(3) 審査の結果、原案のとおり可決した。細部口頭報告。

以上でございます。

●議長

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

予算審査特別委員長、8 番大矢議員。大矢議員。

(予算審査特別委員長 登壇)

●8 番

皆さん、おはようございます。それでは、令和 4 年度予算審査特別委員会のご報告を申し上げます。

去る3月3日の令和4年第1回定例会におきまして、当委員会に付託されました予算関連議案7件、予算議案5件の審査を行うため、3月10日、11日の2日間にわたり特別委員会を開催し、慎重に審査を重ね、それぞれ結論を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

最初に結論から申し上げますと、全12議案については、いずれも原案どおり全会一致をもって可決されました。

令和4年度においては、厳しい財政状況の下、全般的に各会計とも各事業を精査し予算計上されていることがうかがえます。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、町民参加のまちづくりを推し進めることは、困難な中で、第6期まちづくり計画後期実施計画に基づき、着実に事業を推進していただいたと感じております。

令和4年度には、三本町政の締めくくりの年となりますが、本年においても、感染症対策に万全を期すとともに、みんなでつくり上げるまちづくりを実践されることを期待するところであります。

それでは、予算審査特別委員会に付されました、主立った意見要望をご報告いたします。

一般会計では、1点目として、移住定住対策についてであります。子育て世代が転入してくるなど、子育て支援策と連動された住宅関連施策は一定の評価が現れています。また、新築住宅建設助成を拡充されたことは評価するところです。ホームページ、SNS等を活用により、本町の魅力を広く発信し、さらに移住定住が加速されることを願うものであります。

2点目は、公営住宅の整備等についてであります。公営住宅の整備等については、公営住宅等長寿命化に基づき、解体工事を順次進めていただくとともに、解体予定の住宅の住民の方に対し町の方針を理解いただく努力を願いたい。公営住宅の空き家利用の促進のため、町外からの移住希望者に対する住宅貸出しについても、移住定住対策としても期待するところである。

3点目は公共施設等適正管理についてです。公共施設整備等基金により、令和4年度から用途廃止済施設の処分、解体や改修等を経過的に実施することは、大いに評価するところである。

一方で本町の施設等が老朽化しているため、保守点検に努め、適切な判断の下、町民の安全安心な暮らしを優先し、対応いただきたい。

4点目、役場庁舎の整備についてです。本年はいよいよ新庁舎の建設工事に着手することとなりました。工事期間中の駐車場の確保など、住民の方が安全に来庁できるよう配慮願いたい。

また、資材費等の高騰が懸念されるが、利用しやすい庁舎となるよう、計画的に工事を進めていただきたい。

5点目は、公設塾についてであります。昨年より開始された、小学生を対象とした公設塾を多くの子どもが通っていると思いますが、1年目の反省点を踏まえ、子どもたち

がより学習に集中できるよう、環境整備を望むものであります。

6点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。地方創生臨時交付金を利用した18事業が示されましたが、国の経済対策を有効に活用し、引き続き感染防止対策と経済支援を実施願いたい。

また、希望する町民の方が速やかにワクチンを接種できるよう進めていただきたい。

次に、町立国保病院事業会計についてです。病院のあり方検討委員会の答申に基づき順次経営改革に取り組んでいただいているが、厳しい経営状態は続くのだから、更なる経営の改善を望むものであります。

また、医師の採用に向け努力願うとともに、引き続き自治体病院としての、町民の期待と信頼に応えるよう進めていただきたい。

以上が、当予算審査特別委員会に付託された案件の審査の概要であります。

委員会審査において出された意見要望も含めて、十分検討され、事業遂行に当たっていただきたい。

以上、予算審査特別委員会報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

議案第11号討論・採決

(10時

09分)

●議長

議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 2 号 討論・採決

(1 0 時

0 9 分)

●議長

議案第 1 2 号「奈井江町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 3 号 討論・採決

(1 0 時

1 0 分)

●議長

議案第 1 3 号「ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 3 号を採決します。

本案の委員長の報告は可決であります。

本案は、地方自治法第 2 4 4 条 2 第 2 項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の 3 分の 2 以上の同意を必要といたします。また、この場合は、議長

も表決権を有します。表決権を有するただいまの出席議員は9名であります。

これより議案第13号を起立により採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

ありがとうございます。

起立9名であります。

議案第13号は3分の2以上の賛成者がありましたので、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号討論・採決

(10時

11分)

●議長

議案第14号「奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、地方自治法第244条の2第2項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。また、この場合は、議長も表決権を有しております。表決権を有するただいまの出席議員は9名であります。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

ありがとうございました。

起立9名であります。

議案第14号は3分の2以上の賛成者がありましたので、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 15 号 討論・採決

(10 時

12 分)

議案第 15 号「奈井江町農産物加工実習室の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 15 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の 3 分の 2 以上の同意を必要といたします。また、この場合は、議長も表決権を有します。表決権を有するただいまの出席議員数は 9 名であります。

これより議案第 15 号を起立により採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

ご苦労さまでした。

起立 9 名であります。

議案第 15 号は 3 分の 2 以上の賛成者がありましたので、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 16 号「奈井江町特定教育・保育施設及び特地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 16 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号「令和4年度における奈井江町体育館大規模改修事業による休館期間中の公民館使用料の特例に関する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号「令和4年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号「令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号「令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号「令和4年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号「令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 3議案一括上程

(10時17分)

●議長

日程第3、議案第19号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から議案第21号までの「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、以上3議案を一括議題といたします。

一括議題の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。定例会のご出席ご苦労さまです。

今ほど、一括上程いただきます、議案書137ページ、139ページ、141ページ、それぞれをご覧いただきたいと思いますが、議案第19号「公平委員の選任につき同意を求めることについて」は、公平委員の林裕章氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、同議会の同意を求めるものであります。

議案書139ページ、議案第20号、同じく公平委員の石僚二氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたいとするものであります。

議案書141ページ、議案第21号の公平委員の選任につき同意を求めることにつきましても、公平委員の山口俊哉氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任しようとするものであります。

令和4年3月3日提出、奈井江町長。

なお、それぞれの方々の履歴につきましては、それぞれの次のページに掲載されております。お目通しをいただきご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

●議長

議案第19号から議案第21号までの審議採決を1件ずつ務めてまいります。

議案第19号 質疑・討論・採決
(20分)

(10時)

●議長

議案第19号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第20号 質疑・討論・採決
20分)

(10時

●議長

議案第20号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第21号 質疑・討論・採決

(10時

21分)

●議長

議案第21号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第21号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案はこれに同意することに決定をいたしました。

日程第4 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第4、意見案第1号「コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。事務局長。

●事務局長

意見案第1号「コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書」。

上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり、意見書を提出して強く要望したい。

令和4年3月16日提出。

提案者、奈井江町議会議員 竹森毅。

賛成者、奈井江町議会議員 遠藤共子、同じく石川正人。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

次ページをお開きください。

「コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書」前文を省略いたします。

記といたしまして、1、新型コロナウイルス感染症の変異株の急速な感染拡大により、収束の先行きの不安から一層の観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みが長期化する懸念があり、今後も地域経済への影響が危惧されることから、米や乳製品、砂糖などの農畜産物の需要喚起と消費拡大対策を強化するとともに、地域経済を活性化する対策など地方自治体への対策関連予算を十分に措置すること。

2、水田活用の直接支払交付金については、食料自給率の向上や特色ある産地形成などに寄与していることから、今後も必要な予算を確保し、恒久的に運用すること。

また、同交付金の見直しに当たっては、振興作物や農業用水の供給量、基盤整備の進捗状況など、各地域で事情が大きく異なるため、生産現場の実態に考慮したきめ細かな対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

3番、竹森議員。3番

●3番

提出議員の立場から、少し補足をいたしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあり、再び各種イベントの中止や飲食店の営業自粛など、感染防止対策は図られていることから、米や乳製品、砂糖など、農畜産物の需要減退が進んでおり、早急な需要喚起と消費拡大対策が求められています。

一方、昨年11月末に示された水田活用の直接支払交付金の見直しをめぐって、北海道は国の減反政策の下で、主食用米からの作付転換に協力した経緯にあり、すでに長年水稻を作付していない農地も数多く存在するため、道内の農村地域に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

そのため、コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策と、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、早急な対策が必要です。

つきましては、農業者がこれからも安定して経営を継続できるように、国に対策を求

めるため、意見書を提出するものです。

全員議員の賛成をもって採択されますようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は提案のとおり可決されました。

日程第5 決議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時26分)

●議長

日程第5、決議案第1号「ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

決議案第1号「ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議」。

上記決議案を別紙のとおり、奈井江町議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年3月16日提出。

提案者、奈井江町議会議員、大関光敏。賛成者、奈井江町議会議員、笹木利津子、同

じく竹森毅。

次ページをお開きください。

「ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議」。

本年2月24日に開始されたロシア軍によるウクライナへの侵略は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であって、断じて許されない行為である。

こうした力による一方的な現状変更は欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、看過できるものではない。

ロシアは、国際社会からの強い自製の求めにもかかわらず侵略行為を続け、人々に甚大な苦しみと無用の犠牲者を生んでおり、さらなる市民への被害の拡大も深く憂慮される。

よって、奈井江町議会は、今般のロシアの侵略行為に対し強く非難するとともに、ロシア軍の攻撃停止と即時撤退及び国際法の遵守を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月16日、北海道空知郡奈井江町議会。

以上でございます。

●議長

提出者の補足説明があれば、発言を許します。

2番、大関議員。2番。

●2番

少し補足説明をいたします。

ウクライナによる情勢については、昨年以來国境付近における、ロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と打開に向けて、懸命な外交努力を重ねてきました。

しかし、2月24日、自国の安全保障上の脅威やロシア系住民の保護という、一方的な論理を口実に、ウクライナに全面侵攻し、力による現状変更に踏み切りました。

この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジア含む法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがす暴挙であります。

このようなロシアの力による侵略行為は、断じて認められず、強く非難するところであります。

また、ロシアは侵略行為を継続しており、原発や病院まで無差別に攻撃し始めており、市民への被害拡大も深く憂慮されます。

日本国憲法が掲げる平和主義の下、ウクライナの主権、一体性、独立を支持し、重ねてロシアが即時に攻撃を停止し、軍の即時撤収と速やかな平和の実現に尽くすことを求めるものであります。

皆様のご賛同を願います。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 調査第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時30分)

●議長

日程第6、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」。

議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。
令和4年3月16日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第7 調査第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時31分)

●議長

日程第7、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。

まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和4年3月16日提出、奈井江町議会議長。

委員会名、まちづくり常任委員会。調査番号、調査事項。調査第1号、公営住宅の管理運営について（現地調査含む）。調査第2号、障害者福祉について。調査第3号、学校経営について（現地調査含む）。調査第4号、町立国保病院の管理運営について。調査日程、4日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 8 調査第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

日程第 8、調査第 3 号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第 3 号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より地方自治法第 109 条第 8 項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和 4 年 3 月 16 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

令和 4 年奈井江町議会第 1 回定例会をこれにて閉会といたします。皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時34分)